

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【事業年度】	第10期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	ファーストアカウンティング株式会社
【英訳名】	Fast Accounting Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 啓太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6453-0970
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 上村 朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6453-0970
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 上村 朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	2,369,766
経常利益 (千円)	-	-	-	-	291,587
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	202,143
包括利益 (千円)	-	-	-	-	205,978
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,714,629
総資産額 (千円)	-	-	-	-	2,899,421
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	148.19
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	18.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	17.27
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	57.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	12.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	54.21
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	349,348
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	266,091
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	79,019
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,769,361
従業員数 (人)	-	-	-	-	74
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18)

(注) 1. 第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、自己資本利益率は期末自己資本に基づいて計算しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	460,980	785,533	1,232,393	1,707,072	2,369,766
経常利益又は経常損失 (千円)	360,261	77,502	117,402	183,575	292,668
当期純利益又は当期純損失 (千円)	360,551	78,032	125,691	465,191	203,224
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	60,000	60,000	354,134	380,493	420,340
発行済株式総数					
普通株式 (株)	3,000	3,000	5,274,600	10,870,840	11,216,120
A種優先株式 (株)	1,000	1,000	-	-	-
B種優先株式 (株)	546	546	-	-	-
C種優先株式 (株)	190	190	-	-	-
純資産額 (千円)	246,818	168,786	882,698	1,391,913	1,711,875
総資産額 (千円)	655,759	744,061	1,618,832	2,434,092	2,895,771
1株当たり純資産額 (円)	122.50	130.74	83.41	127.82	147.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	1.55 (-)	1.20 (-)	3.70 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	39.62	8.24	12.89	43.26	18.38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	11.70	40.04	17.36
自己資本比率 (%)	37.2	22.3	54.4	57.1	57.3
自己資本利益率 (%)	-	-	24.0	41.0	13.3
株価収益率 (倍)	-	-	56.65	44.85	53.92
配当性向 (%)	-	-	6.0	2.8	20.1
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	187,454	159,811	292,989	530,196	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	41,153	46,519	162,953	245,585	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	388,196	47,944	568,666	16,145	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	538,444	603,792	1,302,493	1,603,250	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	27 (29)	31 (17)	50 (19)	71 (18)	74 (18)
株主総利回り (比較指標：東証グロース 市場250指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	265.9 (91.2)	136.4 (95.6)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高株価 (円)	-	-	2,554	1,980 (3,725)	1,941
最低株価 (円)	-	-	1,192	683 (1,396)	960

- (注) 1. 第6期から第9期までの持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 当社は、2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 第6期及び第7期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。
4. 第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2023年9月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第8期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第6期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第6期及び第7期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
10. 第6期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)により監査を受けております。
11. 第6期及び第7期の経常損失及び当期純損失の計上は、研究開発及び業容拡大のための人員採用を積極的に行ったこと等によります。
12. 当社は、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 2023年9月22日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第6期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
15. 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。なお、2023年9月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
16. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2【沿革】

2016年6月	A I及びI Tを使った会計処理の高速化サービスの提供を目的とし東京都港区にファーストアカウントティング株式会社を設立
2017年3月	東京都新宿区に本社移転
2017年8月	東京都千代田区に本社移転
2018年1月	通帳の画像をテキスト情報に変換するA Iモジュール『通帳A I』（現 通帳Robota）の提供開始
2018年2月	領収書の画像をテキスト情報に変換するA Iモジュール『領収書A I』（現 領収書Robota）の提供開始
2018年11月	勘定科目を推論するA Iモジュール『仕訳A I』（現 仕訳Robota）の提供開始
2019年6月	東京都港区に本社移転
2019年7月	請求書の画像をテキスト情報に変換するA Iモジュール『請求書A I』（現 請求書Robota）の提供開始
2019年10月	サービス名を『Robota』（ロボタ）に統一
2020年9月	経理業務を効率化する請求書処理プラットフォーム『Remota』（リモタ）の提供開始
2022年8月	デジタル庁からデジタルインボイスの送受信サービスPeppolサービスプロバイダーとして認定
2023年9月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年10月	Peppolサービスプロバイダーとしてデジタルインボイスの送受信サービスの提供開始
2024年5月	東京都港区に本社移転
2025年4月	米国にFast Accounting USA Inc.（現 連結子会社）を設立
2025年9月	経理A Iエージェントの提供開始
2026年2月	株式会社プロシップと資本業務提携契約を締結

### 3【事業の内容】

当社グループは、「AI（注1）と最先端技術を活用して、顧客と取引先にシームレスで効率的な商取引を提供し、生産性の向上と社会の発展を支援する。」をミッションとしており、会計分野に特化したAIソリューション事業（経理AI事業）を提供しております。経理業務のデジタルトランスフォーメーションによる効率化と、リモートワークをはじめとする働き方改革の推進が求められている中、それを実現するため以下に記載のRobotaシリーズのサービスを中心に事業展開しております。また、経理人材の不足が深刻化する中、経理業務においては単純な入力や照会などの作業の他、会計基準の十分な理解及び実務経験を必要とする局面が増えてきており、このような経理上の判断を要する業務を支援する経理AIエージェントに関連するサービス販売を本格的に開始しております。なお、当社グループはAIソリューション事業（経理AI事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社グループのサービスは、AI-OCR（注2）関連及び会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaシリーズとリモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォーム及び経理業務における判断を支援する経理AIエージェントで構成されております。SaaS型のクラウドサービスであり、課金体系は、原則として1年以上の「月額課金（MRR：Monthly Recurring Revenue）」、読み取った帳票枚数に応じて変動する「従量課金」及び当期から提供したサービスとして初期設定サービス等の提供に応じて発生する「プロフェッショナルサービス」で構成されております。契約期間の長期化による収益の継続性を実現しており、2025年12月末における顧客の平均契約締結期間は約29か月、LTV（注3）は108百万円となっております。

なお、月額課金、従量課金及びプロフェッショナルサービスによる売上高は以下のとおりであります。

	2024年12月期	2025年12月期
月額課金（千円）	1,399,366	1,724,709
従量課金（千円）	212,877	252,726
プロフェッショナルサービス（千円）	89,771	387,875

当社は、販売の主要なターゲットを売上高500億円以上のエンタープライズ（大企業）としております。販売ルートとしては、当社の営業担当が直接潜在顧客にアプローチする手法に加え、販売チャネルを増やして受注を拡大させるため、販売パートナーが主体となってアプローチする手法も採用しております。サービスの提供方法はいずれの場合も顧客の基幹システム等に当社サービスが提供されることとなります。一方、中小企業への販売ルートとしては、当社サービスを広範に利用いただくため、会計ソフトウェアベンダー等が提供するサービスの機能としており、サービスの提供方法はOEMが基本となっております。2025年12月末現在におけるエンタープライズ（大企業）及びOEMパートナーへの当社サービスの導入社数は165社となっております。

- （注）1．AI（Artificial Intelligence、人工知能）とは、コンピュータを用いて「認識、言語の理解、課題解決」などの知能行動を実行する技術であります。
- 2．OCR（Optical Character Recognition / Reader、光学的文字認識）とは、印刷された文字や手書き文字に光を当てて読み取り、デジタルの文字コードに変換する技術やソフトウェアであります。
- 3．LTV（Life Time Value）とは、ある顧客がその取引期間を通じて当社にもたらす利益を意味しており、ARPA（Average Revenue per Account、1アカウント当たりの売上高）に売上総利益率を乗じた値をグロスチャーンレートを除して算出しております。

## (1) Robotaシリーズ

Robotaシリーズの機能は以下のとおりです。定型フォーマットの書類だけでなく非定型フォーマット（注1）や手書きの書類に対しても高い読取精度を実現しております。また、読み取った文字や数値を入力するだけでなく、証憑画像を振り分けたり、台紙に複数枚貼られた証憑を切り取ったりする機能や、読み取った内容が合っているかチェックする機能を有しているため、経費精算や請求書支払の突合業務についても利用することができます。経理業務の自動化のニーズに合わせ、必要な機能を選択し、組み合わせることで利用できます。

Robotaシリーズの種類	内容
請求書Robota	請求書の画像から、金額、日付、相手先等処理に必要な項目を読み取り、テキスト情報に変換します。請求情報の鑑だけでなく、明細も読み取ることが可能です。
領収書Robota	領収書・レシートの画像から、金額、日付等処理に必要な項目を読み取り、テキスト情報に変換します。
通帳Robota	通帳の画像から、金額、日付等処理に必要な項目を読み取り、テキスト情報に変換します。
台紙切取Robota	経費申請書や支払申請書に添付されている領収書や請求書を検出して切り出します。切り出された証憑が回転していた場合には向きを補正した後の画像を出力します。
確認Robota	領収書・請求書Robotaが読み取った金額等が正しく読み取れているかを確認するために、複数の視点で整合性確認を行った結果を通知します。
振分Robota	証憑画像の種別を判定します。複数の書類を複合機やスキャナの連続スキャン機能などでまとめてスキャンし、一か所にデータ保存した際に、当該証憑画像を自動的に選別することができる便利な機能です。
仕訳Robota	入力された情報から、その証憑に対する勘定科目を推論して候補リストを通知します。領収書・請求書Robotaと連動して利用することで、証憑画像から読み取ったデータに勘定科目まで追加することができる機能です。

（注）1．非定型フォーマットとは、記載されている項目は同じでも、記載されている場所、レイアウトが無数にあり、書類の種類数が限定的でない、領収書や請求書等の帳票です。

## (2) Remota

経理業務の効率化・リモート化を実現することができるプラットフォームとしてRemotaを提供しており、上述の各Robotaを組み合わせることで一体として機能し、顧客のニーズに合わせた提案が可能となっております。Remotaは、メールにより請求書PDFファイルを受け取ると、下記のSTEPで自動で処理を行います。また、紙の請求書を郵送で受け取った場合は、請求書を複合機などでスキャンして、ストレージ（注1）にアップロードするとPDFファイルと同じように処理されます。郵送とメールの両方の方法で二重に受け取った場合でもRemotaは二重申請を検知することができるので、二重支払のミス在未然に防ぐことができます。

処理フロー	処理内容
STEP 1 請求書の受け取り	請求書のPDFファイルが添付されているメールを、専用アドレスに転送します。
STEP 2 OCR処理・自動仕訳	アップロードされた証憑はRemotaに搭載されたAI-OCR機能で読み取られます。請求書の内容（日付・金額・発行元会社名・発行元口座情報など）を読み取り、Remota上で取引先マスターデータとの照合や二重申請のチェック、未入力欄の有無など整合性の確認をすることができます。さらにRemotaに搭載されている仕訳Robotaが自動で仕訳を行います。
STEP 3 確認・修正作業	RemotaがOCRで読み取ってAIにより仕訳した請求書の内容は、Remotaの管理画面から確認できます。Remotaの管理画面では、再確認が必要な項目にはマークが表示されます。
STEP 4 会計システムへの連携	Remotaによりデジタル化された請求書の確定データを顧客の会計システムに連携します。

（注）1．ストレージ（Storage）とは、コンピュータなどのデータを長期的に保存しておくことを目的とした記憶装置です。

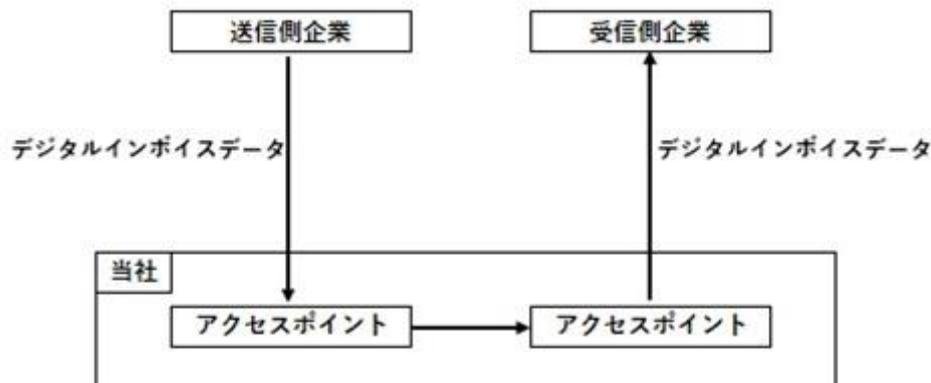
## (3) 経理AIエージェント

当社が開発した経理特化型AIを活用することで、経理人材の不足や法改正等に伴う業務の複雑化に対応することができ、経理担当者が「戦略経理」に集中する環境を実現することができます。特に昨今の経理業務においては経理担当者の高度な判断が必要となる局面が多く存在しますが、豊富な会計・税務データと専門知識を学習したAIが、複雑な会計処理や税務判断を正確かつ迅速に行うことが可能になるとともに、判断の均質化も実現することができます。

## (4) Peppolアクセスポイント

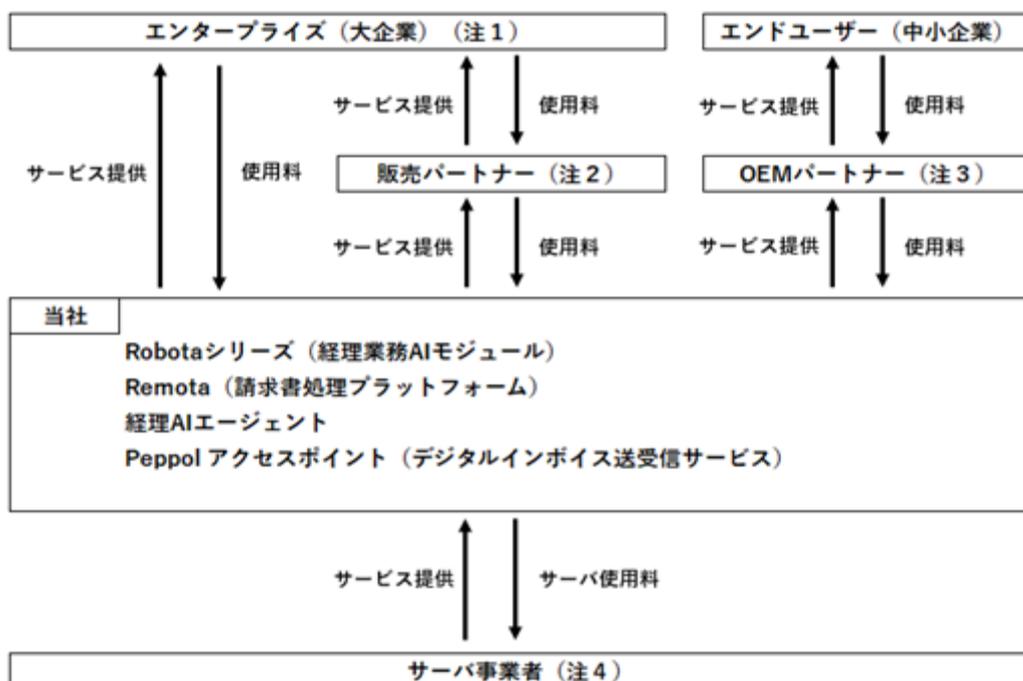
デジタルインボイスの送受信に必要なPeppolアクセスポイントのサービスを提供しております。日本におけるデジタルインボイスの標準規格としてPeppol（注1）が採用され、Peppolを用いた電子取引はアクセスポイントを経由します。Peppol Authorityであるデジタル庁が、日本の各種法令や商習慣に対応した日本標準仕様を策定し、国内におけるPeppolの管理・運用等を行っております。当社は、2022年8月にデジタル庁からPeppolサービスプロバイダーとして認定を受けております。

これにより、送信側企業より当社アクセスポイントにデジタルインボイスデータが送信され、当社はPeppolネットワークに接続することで受信側企業に同データを送信することが可能となりました。



（注）1．Peppol（PAN-EUROPEAN PROCUREMENT ONLINE）とは、受発注や請求にかかる電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」の規格で、国際的な非営利組織であるOPEN PEPPOLが管理しているグローバルな標準規格です。

## [ 事業系統図 ]



（注）1．エンタープライズ（大企業）は、主に売上高500億円以上の企業を指しております。

2．販売パートナーは、当社の製品・サービスをユーザー企業に販売する代理店です。

3．OEMパートナーは、当社の製品・サービスをOEM商品としてユーザー企業に販売する会計ソフトウェアベンダーです。

4. サーバ事業者は、当社が契約するクラウドコンピューティングサービスを提供する事業者です。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Fast Accounting USA Inc. (注)2	米国イリノイ州	500千米ドル	業務システムの開発及び提供等	100.0	当社サービスの販売 役員の兼任

(注)1. 当社グループは、AIソリューション事業(経理AI事業)の単一セグメントのため「主要な事業の内容」欄には、関係会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)
74(18)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社グループは、AIソリューション事業(経理AI事業)の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
74(18)	38.8	3.6	6,766,915

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、AIソリューション事業(経理AI事業)の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
10.5	66.7	-	-	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表義務の対象ではないため、労働者の男女の賃金の差異につきましては、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針

当社グループは、「制約を取り払うことで、自信と勇気を与える。」をパーパス（社会における存在意義）として掲げ、顧客・従業員・社会が抱える制約を取り払うことで、「自信」と「勇気」が満ち溢れる社会を作ることを目的として追求しております。

当社グループは会計分野に特化したA Iソリューションサービスを提供しておりますが、技術研究を活かしたサービス開発により煩雑で複雑な経理業務を自動化して、導入いただいた企業に、正確で早い会計を実現し、社内リソースを入力や確認といった単純作業から価値の高い戦略的な経理業務へシフトさせることを支援いたします。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

基本戦略としては、情熱を持って取り組める領域としてのエンタープライズの経理D X、経済的原動力となる顧客単価の高さ、マーケットシェアでNo. 1になれる分野の3つを満たす領域にリソースを集中することとしております。当社グループは売上500億円以上のエンタープライズを顧客として高いARPAを獲得できていると考えておりますが、今後もターゲットとする市場を細分化し、経営資源を一点に集中して投下することで、マーケットシェアNo. 1を目指してまいります。また、経理D X実現のため、下記の成長戦略を実行してまいります。

##### 生成A Iの研究とサービス化

独自のLLM (Large Language Model) 等を活用した生成A Iに関連する研究開発をおこない、付加価値の高いサービス開発に努めてまいります。

現在生成A Iの基礎研究に取り組んでおりますが、将来その研究成果を基にした先進的なサービスを構成する要素に関する技術の確立を目指しており、すでに生成A Iを利用した一部サービスをリリースしております。また既存サービスであるRobota、Remotaについても生成A Iに基づき開発された経理A Iエージェントを利用することで、より付加価値の高い経理処理業務の自動化の実現を目指しております。さらに、従来は経験豊富な経理担当者が行っていた判断を要する業務についても、その判断業務を均質かつ効率的に実施する判断支援サービスの開発が複数進行中であります。一部サービスについては既存顧客へ導入実績がありますが、さらなる精度向上及び判断業務の提供領域の拡大に努めてまいります。

##### 海外展開

サービスのグローバル化及び海外展開に向けて、外国籍人材の採用を強化しております。以前より外国籍のエンジニアは継続的に採用していましたが、海外で営業活動を行うために必要な営業やカスタマーサクセスの人材採用も成功しております。デジタル化に関しては、海外の請求書のフォーマットへの対応を進めておりますが、現在英語の請求書読み取りを行うためのA I学習は完了しております。海外においても国内と同様、エンタープライズを中心に事業を展開しております。具体的な展開地域としてはアメリカ市場を選定しており、2025年4月にイリノイ州に子会社を設立、営業活動を開始し、すでに日本での既存顧客の現地法人について契約受注の実績もございます。

アメリカの外部環境として、経理担当者や米国C P Aの資格保有者の人材不足が顕著であり、日本国内と同様に、経理業務の効率化に対するマーケットニーズが非常に高いと認識しております。一方で、OCR技術を提供している会社は複数存在しているため、当社としては経理業務に特化したソリューションを提供し、経理部門に受け入れられるサービスを提供することで、差別化し事業展開しております。

#### (3) 経営環境

当社グループが提供する会計分野に特化したA Iソリューションサービスは、経理D X関連の市場に属していると考えられます。経理D Xのみを対象とした市場統計はありませんが、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、経理業務に関してもD Xが進展しており、その市場規模は今後も拡大していくものと考えられます。また、日本におけるデジタルインボイスの標準規格としてPeppolが採用され、会計帳票の電子化が進む一方、依然として紙媒体の会計帳票も相当数流通すると想定されることから、今後は紙媒体、電子データの会計帳票が混在し、経理業務がより煩雑化すると考えられ、経理D Xへのニーズはより一層高まるものと考えられます。特に生成A Iを活用することで経理業務に実用的なサービスを開発することが肝要であり、当社グループとしても生成A Iの研究開発を継続し、その研究成果をより付加価値の高い新サービス提供に繋げていくことが出来るかが、今後の課題と認識しております。

このような状況の中、当社グループは経理D Xの異なる段階ごとのサービス展開を実行・計画しております。デジタイゼーション (Digitization: 紙などのアナログ情報をデジタルデータに変換すること) のために、紙帳票のデジタル化とデータの送受信のサービスを、デジタライゼーション (Digitalization: デジタル技術を活用して業

務やビジネスプロセスを効率化すること)のために、経理の業務プロセスを自動化し、効率化するソリューションを提供いたします。

また、当社グループはエンタープライズ経理領域におけるソリューション提供にあたり、次の3つの要素を継続することにより、競合優位性を維持できると考えております。

#### A I プロダクトの自社内開発体制

当社グループの製品・サービスの根幹となるA I プロダクトは、社内のA I サイエнтиストが研究開発すると同時に、自社内で教師データを作成できる32名(2025年12月末時点)の従業員によるアノテーション(注1)体制を構築しており、経理業務の効率化に資するA I プロダクトを数多く開発しております。特に生成A I を活用することで従来、経理業務の中で複雑な判断業務として位置付けられていた業務の一部についてもA I により判断することが可能となっております。

#### パートナーセールス体制

当社グループは、当社の製品・サービスをユーザー企業に販売する代理店である販売パートナーとしてコンサルティングファームやシステムインテグレーターを中心とした企業と再販売契約(注2)を締結し、エンタープライズへのRemota及びRobota導入促進及び共同でのウェビナー開催などによる集客を図っております。また、会計ソフトウェアベンダーをO E Mパートナーとして選定し、当該ベンダーの製品にRobotaを組み込む形で中小企業へのサービス提供を行っております。

このようにパートナーセールス体制を構築した結果、当社は自社発の広告宣伝に依存せずに多様な企業にアプローチでき、サービス導入社数を増やせるビジネスモデルを確立できていると考えており、当連結会計年度の広告比率(売上高に占める広告宣伝費の割合)は約2.6%にとどまっております。

#### アナログ/デジタル両面の経理帳票への対応

当社グループは、2022年8月にデジタル庁よりPeppolサービスプロバイダーとして認定され、2022年10月よりサービス提供しております。今後は、デジタルインボイスの利用も進み、紙、P D F 及びデジタルの異なる媒体の請求書利用が混在することが見込まれておりますが、当社のクラウド型A I プラットフォームであるRemotaはこれらの請求書をすべて処理でき、一元管理することができます。

- (注) 1. アノテーションとは、A I が学習する教師データを作成するため、画像等のデータに関連する情報を注釈として付与する作業です。  
2. 再販売契約とは、当社サービスの利用権を販売できる契約です。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりとなります。

##### 技術革新への対応

A I 市場においては生成A I に代表されるように日々の技術革新が継続しており、当社グループが属する業界においても新規参入企業が増加しております。このような中、顧客ニーズの多様化に対応するためには、最先端の技術の研究が必要であり、優秀な人材の確保が必要と考えております。

しかし、優秀な技能を持つ人材の安定的な確保は、同業他社とも競合することから難しい状況となっております。当社グループは、採用計画に基づき安定的な人材確保ができておりますが、今後も継続的に国内外を問わず最先端の技術と経験を有する人材を確保するため、引き続きA I トップカンファレンスに論文が採択されるように投稿し、A I 市場における知名度向上を図ることで魅力的で存在感のある企業であることを訴えかけるとともに労働環境や福利厚生充実にも取り組んでまいります。また社内研修の強化等により人材育成にも努めてまいります。

##### カスタマーサクセスの重要性

当社グループが提供するサービスの内容は、顧客毎の業務プロセスに適したサービス導入が必要であり、また企業会計基準や税制改正等の法令等の改正に伴い顧客のニーズが変化するという特徴があります。そのため顧客ニーズを迅速かつ的確に捉え、より魅力的なサービスを継続的に提供することで解約を未然に防ぎ、また複数サービスの受注により顧客単価向上につながることからカスタマーサクセス(注1)の充実が重要であると考えております。今後も既存顧客等から構成されるユーザー会などを企画運営し、顧客ニーズの多様化にマッチしたサービスを提供し続けるための活動を行ってまいります。

#### サービスデリバリー能力の強化

当社グループは、AI-OCRを活用した経理業務の効率化サービスに加え、生成AIを活用した経理処理の自動化サービスの提供を開始しております。生成AIサービスは、従来人が行っていた判断業務を代替するものであり、導入にあたっては顧客の業務プロセスや判断基準を精緻に分析したうえでシステムに反映させる必要があるため、一案件あたりの導入作業は従来のサービスと比較してより高度かつ複雑なものとなっております。今後の販売拡大に伴い、このような高度な導入案件の増加及び大型化が見込まれることから、サービスデリバリー能力の強化を重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、この課題に対し、人材、プロセス及びプロダクトの三つの観点から取り組んでまいります。人材面では、高度な導入業務を担うサービスデリバリー人材の計画的な採用及び育成を進めてまいります。プロセス面では、案件を通じて蓄積した導入ノウハウの体系化及び導入プロセスの標準化を推進し、品質の安定と効率の向上を図ってまいります。プロダクト面では、顧客自身による設定・調整を可能とする機能の拡充を進め、導入期間及び工数の構造的な削減を目指してまいります。これらの取り組みを通じて、事業の成長に対応しうるサービス提供能力の確立に努めてまいります。

#### 情報管理体制の強化

当社グループはサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。「ISO/IEC 27001:2022 (JIS Q 27001:2023)」と「ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)」に加え、米国進出を契機により具体的かつ技術的な統制を監査法人が保証するSOC2 TYPE1の保証報告書を取得しております。また、各施策に応じて情報セキュリティ管理責任者を配置し、これらを遵守するための社内規程の策定や内部監査体制の整備を行い、アクセス管理など漏洩防止等の対策を講じております。今後も社内教育・研修の実施やシステム整備等を継続して行ってまいります。

#### システムの安定性の確保

当社グループは顧客に対してインターネットを介したサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保が必要不可欠となっております。そのためアクセスが増加する月末月初は一時的にサーバを増強するとともにサーバ監視システムを導入し突発的なトラブル等が発生しても機動的にサーバを増強できる仕組みを整備することでシステムの安定性を担保しております。定期的にサーバ上でバックアップを行っておりますが、今後は顧客増加に伴うサーバ負荷増大に対応してさらなる安定性確保と効率化に取り組んでまいります。

(注) 1. カスタマーサクセス：製品やサービスを通じて顧客の成功を支援することで、契約を継続してアップセルの実現やチャーンを防止することです。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループのAIソリューションサービスはサブスクリプションモデルであることから、企業価値の持続的な向上のためには、新規顧客の獲得に加え、既存顧客の複数サービス導入に伴うARPAの維持・上昇及び契約の更新に伴うグロスチャーンレート（解約率）の低減が重要であり、そのための目標とする経営指標としては、ARPA及びグロスチャーンレートであると考えております。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

当社グループは、「制約を取り払うことで、自信と勇気を与える。」をパーパス（社会における存在意義）として掲げ、顧客・従業員・社会が抱える制約を取り払うことで、「自信」と「勇気」が満ち溢れる社会を作ることを目的として追求しております。

### (1) ガバナンス及びリスク管理

当社グループは、サステナビリティに関する特別の組織を設けておりませんが、四半期に一度、事業を取り巻くリスク全般を管理するリスク管理会議及びコンプライアンスについて協議する取締役会を開催しており、リスク及び機会の早期発見に努めております。

### (2) 戦略

当社グループは、従来多くの紙と人手を用いて行われてきた経理業務をDX化する事業を行っております。経理業務をDX化することにより、企業の経理部門の業務が大幅に効率化され、紙の利用も削減することができることから、当社グループの事業を推進することが、環境負荷の低減につながる活動となると考えております。

また、人材の育成に関する方針及び社内環境整備については、現時点では当社グループの規模が小さいため、プロフェッショナル人材の中途採用を中心とする方針を採用しております。優秀な人材を採用していくために、就業しやすい環境の整備、多様性を重視した人材の登用を行ってまいります。また経営者育成プログラムを策定し、将来の経営者層の候補者に対して教育研修のための投資を実行することにより、プロフェッショナル人材の多角化及び高度化のための育成を推進しております。

育児休業の取得推進や、社内で英語によって業務ができる環境の整備を進めることで男女格差はもちろん、国籍差なく広く就業できる環境を作っております。

### (3) 指標及び目標

当社グループでは、現時点において具体的な指標は定めておりませんが、多様性の確保が事業成長に重要であるとの認識のもと、性別や国籍にかかわらず幅広い人材の採用ならびに経営の中核となる役職への登用に努めております。当連結会計年度末において、当社では役員のうち1名が女性であり、正社員については23.0%が外国籍、29.7%が女性となっており、国籍や性別に関係なく登用の機会を設けられているものと考えています。また、2025年12月期の育児休業の取得率は66.7%であります。就業環境の整備も進めており、今後も更なる多様性の確保を推進していく考えであります。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 競合について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの基幹技術であるAI-OCRを利用した会計帳票の読み取り技術は、類似のサービスが多く存在しており、中でも昨今はAIを利用したサービスも増えつつあることから価格競争による売上単価の減少リスクがあります。当社グループは会計帳票に特化することで、読み取り精度や、読み取り結果を仕訳に反映するシステムなど特異性のある技術をいち早く確立し、さらにこれらの技術に関連した経理業務の効率化に関連する特許を集中取得することで、技術的優位性を確保しております。また、生成AIの独自開発を推進することにより、人と同等以上のレベルでの経理判断を可能とする「経理シンギュラリティ」を実現することで、従来のOCRとは大きく差別化を図ってまいります。しかしながら、競合他社に比して優位な価格を提供できない場合、または、技術的優位性を確保できなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 情報セキュリティについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが取り扱うお客様の会計データは、機密となる情報を含むことも多く、外部からの不正アクセス等によりこれらの情報が外部に流出した場合には、当社グループは損害賠償責任を負担するほか、他のお客様からの信頼失墜に直結し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC 27001:2022 (JIS Q 27001:2023)」、及びクラウドセキュリティ認証「ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)」を取得しており、このマネジメントシステムを適切に運用することで、これらのリスクの最小化を図ってまいります。

#### (3) 技術革新等への対応について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが属するAI業界の技術は、国内外を問わず研究開発が進められており、その結果、常に新しい技術が生み出され、その技術がサービスの一部として提供されております。当社グループのAIソリューション事業（経理AI事業）の競争力の源泉は技術力であるため、最新の技術の収集及び優秀な人材確保に努めてまいります。急速な技術革新への対応が遅れた場合、新規契約が伸びず、また既存顧客の解約が発生することで当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 解約リスクについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

クラウドサービスの契約期間は通常1か月から数年の設定となっておりますが、当社の2025年12月末における顧客の平均契約締結期間は29ヶ月となっております。当社は、顧客満足度を高めるために、顧客ニーズを迅速かつ的確に捉え、ニーズを充足するための機能開発に努めております。また、当社グループが提供するサービスが顧客の業務フローに円滑に組み込まれるためのカスタマーサクセス体制の構築にも取り組んでおります。しかしながら、主要取引先について契約期間の満了時に契約が更新されない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 販売パートナー、OEMパートナーとの取引について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの販売体制としては、当社グループの営業担当が直接顧客にアプローチするダイレクト営業のほか、再販売契約等を締結した販売パートナー、OEMパートナー経由で顧客にアプローチするパートナー営業があり、2025年12月期においてパートナー経由の売上高割合は約50%となっております。現状、いずれのパートナーとも良好な関係を築くよう努めておりますが、今後パートナーとの契約が解約または更新されなかった場合やパートナーの販売方針の変更等により、パートナー経由の売上が著しく落ち込んだ場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権の侵害について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが提供するサービスが他人の特許等の知的財産権を侵害することで訴訟に至り業績に重要な影響を及ぼすリスク、及び事業の継続に支障を来すリスクがあります。当社グループでは、知的財産分野に強みを持つ弁護士及び弁理士と顧問契約を締結し、新規の技術やサービスについてはサービス検討と並行して随時当該弁護士等に第三者による権利化の有無を調査依頼し、知的財産戦略上、当社グループの競争優位性を得られるものについては自社技術の権利化に努めるとともに、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制をとっております。しかしながら、他人の特許等の知的財産権を侵害している旨の訴えがあった場合、または当社グループが保有する知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応が想定され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害への対応について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループのサービスは、インターネットを利用してお客様へサービス提供を行ういわゆるSaaSビジネスであり、システムの安定的な稼働が不可欠となります。一時的なアクセスの急増によるアクセス障害や、ネットワーク機器・サーバの動作不良、ネットワーク障害や自然災害などが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、サーバ監視システムの導入、システムの随時バックアップや冗長化を行うほか、「ISO / IEC 27001 : 2022 ( JIS Q 27001 : 2023 ) 」に準拠した内部監査を含むマネジメントシステムの運用により、これらのリスクの最小化を図ってまいります。

(8) 法令について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの提供しているAI-OCRサービスについては、電子帳簿保存法をはじめとした法令の要件を満たすようサービス設計を行っておりますが、今後、法令の改正により現状のサービスが法令の要件に適合しないこととなる恐れがあります。当社グループでは、電子帳簿保存法その他主要な関連法令について、顧問弁護士や顧問税理士等と随時情報共有を行い、いち早く改正の動きをキャッチできる体制を整えております。

また、2023年10月に開始されたインボイス制度をきっかけとして請求書等の電子化が進み、将来的にはAI-OCR技術が利用されなくなる可能性が考えられます。当社グループは、国内のデジタルインボイスの標準規格である「Peppol」を用いてデジタルインボイスを送受信するためのアクセスポイントも提供しており、その他の新規事業についても積極的な検討を行っております。

しかしながら、これらの法令の改正等による事業環境の変化に当社サービスが適切に対応できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の採用及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの事業領域は、進化の早いAI領域であることに加え、多様化するエンタープライズを中心とした顧客ニーズに対応するためには、最先端の技術と経験を有する優秀な人材の確保が必要と考えております。当社グループは継続して採用活動を行っておりますが、必要な人材を獲得できない場合及び十分な人材育成が進まなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 内部管理体制について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは少人数であり、現段階の事業規模にあわせた内部管理体制をとっております。今後、事業規模の拡大に伴い、人材の採用、育成を行うことにより現状の内部管理体制をより強固にしていく方針ではありますが、この体制強化が事業規模の拡大に追いつかない場合には、内部管理体制が有効に機能せず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟及び係争事件について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

現段階で、顧客、パートナーや取引先及び株主などのステークホルダーとの間で訴訟等はなく、その可能性も把握しておりませんが、将来これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

(12) 自然災害について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、サービスシステムをクラウドサーバに置いており、当該クラウドサーバにおいても、複数のデータセンターにおける常時バックアップ体制等により洪水や地震等の大規模災害のサービス提供への影響を最小限に抑える対策を講じておりますが、想定を超える自然災害が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の代表取締役社長である森啓太郎は、当社グループのサービスモデル及びビジネスモデルの考案、事業戦略の立案に加えて、営業活動をはじめとする事業推進においても中心的な役割を担っております。当社グループでは今後の事業拡大に備え、外部人材の登用、社内人材の育成など代表取締役へ過度に依存しない体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役が職務遂行をできなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 小規模組織であることについて

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは現在のところ、高い能力を有する少数の従業員による小規模組織体制で業務運営を行っております。そのため、大規模な組織と比べると業務が属人化しやすく、人員減少への耐性も低いといえ、業務の標準化やマニュアル化を進めておりますが、従業員の大量退職が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、役職員の意欲を高め、経営への参加意識を醸成するため、役職員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行しており、その総数は2025年12月末時点における発行済株式総数の7.9%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合には、既存株主の株式価値及び議決権比率が希薄化する可能性があります。

(16) 海外進出について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、2025年12月期より米国での販売活動を開始しておりますが、当社グループが進出を検討している各国において政治、経済、社会的混乱などが内在している可能性があり、また、進出後においても様々な政府規制や法規制の適用による影響を受けることで事業継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しておりますが、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としており、今後の配当性向は21%とする予定であります。しかしながら、当社の業績が計画どおりに進捗しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

(18) 繰延税金資産の回収可能性について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得を合理的に見積もった上で回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得については、企業内外の経営環境の変化等を踏まえ、適宜、見直しを行っておりますが、その結果、繰延税金資産の全額又は一部に回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産の取崩しが必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 資本業務提携について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2026年2月13日付で株式会社プロシップとの間で、新リース会計基準対応における判断業務の自動化・効率化、及び顧客基盤の相互活用による販売拡大等を目的として資本業務提携契約を締結しております。現在良好な関係を築いており、目的達成のための協議を進めておりますが、当該資本業務提携が当初想定した効果が見込めないと判断された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

当連結会計年度末における流動資産は、2,129,822千円となりました。主な内訳は、現金及び預金が1,769,361千円、売掛金及び契約資産が284,130千円であります。また、固定資産は、769,599千円となりました。主な内訳は、有形固定資産352,754千円、無形固定資産82,982千円、投資その他の資産が333,862千円であります。この結果、資産合計は2,899,421千円となりました。

##### (負債)

当連結会計年度末における流動負債は、1,145,442千円となりました。主な内訳は、未払金が244,020千円、契約負債763,726千円であります。固定負債は、39,349千円となり、内訳は資産除去債務であります。この結果、負債合計は1,184,792千円となりました。

##### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、1,714,629千円となりました。主な内訳は、資本金が420,340千円、資本剰余金が466,291千円、利益剰余金が771,805千円であります。この結果、自己資本比率は57.3%となりました。

#### 経営成績の状況

##### (売上高)

当連結会計年度の売上高は、2,369,766千円となりました。この主な要因は、企業のリモートワーク化と経理業務のデジタルトランスフォーメーション（経理DX）が促進される中で、従来のAPIソリューションサービスである『Robota』シリーズに加え、会計帳票の入力業務及び確認作業を効率的に実施できるクラウド型APIプラットフォームである『Remota』が引き続き好調に推移したことによるものであります。

経理DXを推進するエンタープライズを中心に、経費精算や会計帳票の入力業務及び突合業務に加え、メールで受け取った請求書を正確かつ効率的に処理し、また郵送で受け取った請求書と二重支払いにならないようなチェック機能も搭載することで、ユーザーにとって投資効果が得られる提案を行ってまいりました。また、会計ソフトウェアベンダが提供する会計システムへの機能追加や、単純な入力業務や突合業務に関連するサービスだけでなく、生成AIを活用した経理業務の判断支援サービスを本格的に販売開始しました。この結果、当連結会計年度末の導入社数は165件となりました。

##### (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、652,938千円となりました。主な内訳は、開発及び当社サービス導入のための要員の給料及び手当272,947千円、一部外注等に伴う業務委託費94,379千円及び当社サービス提供のための通信費143,742千円等であります。この結果、売上総利益は1,716,828千円、また売上総利益率は72.4%となりました。

##### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,424,652千円となりました。主な内訳は、営業及びコーポレート部門要員の給与及び手当が395,128千円、一部外注等に伴う業務委託費179,721千円及び学習用サーバ等を含む減価償却費100,649千円等であります。この結果、営業利益は292,175千円となりました。

##### (営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は4千円、また営業外費用は592千円となりました。この結果、経常利益は291,587千円となりました。

##### (特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は4千円、また特別損失は発生しておりません。法人税、住民税及び事業税48,380千円を計上した一方、法人税等調整額を41,067千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は202,143千円となりました。

なお、セグメントについては、当社グループはAIソリューション事業（経理AI事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）のは、1,769,361千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、349,348千円であります。この主な要因は、売上債権及び契約資産の増加額240,433千円があった一方、税金等調整前当期純利益291,591千円、減価償却費159,837千円、及び契約負債の増加額105,106千円があったこと等によるものであります。契約負債が増加した理由は、契約社数が増加したためであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、266,091千円であります。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出210,962千円、無形固定資産の取得による支出55,129千円があったことによるものであります。有形固定資産の取得による支出の主な内容は、学習用サーバの購入、また無形固定資産の取得による支出の主な内容は、当社サービスの機能拡充に係る開発、及び自社利用のソフトウェア開発によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、79,019千円であります。この主な要因は、配当金の支払額13,044千円があった一方、新株予約権の行使による株式の発行による収入78,830千円、及び新株予約権の発行による収入13,347千円があったこと等によるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a．生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

##### b．受注実績

提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
A Iソリューション事業(経理A I事業)	2,369,766	-
合計	2,369,766	-

(注)当社グループの事業セグメントは、A Iソリューション事業(経理A I事業)事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしていません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、国内外の経済動向、技術革新への対応状況、競合他社の状況、及び当社の事業活動に影響を及ぼす法改正並びに過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。また、当社グループの連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち特に重要なものは以下のとおりであります。

## a. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、取締役会で承認された事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジュールリングし、将来の税金負担額を軽減すると認められる繰延税金資産の金額を計上しております。課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は月額課金の新規導入社数であります。月額課金の新規導入社数は、販売経路別に過去の受注実績や商談中の案件の状況等を踏まえた上で受注可能と想定される社数を見積もっておりますが、経済環境等に大幅な変化が生じたこと等により、新規導入社数が当該事業計画の予測を大幅に下回った場合、新規受注案件の金額に見直しが必要となり、その結果、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況 経営成績の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、当社はARPA及びグロスチャーンレートを経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として重視しております。ARPAは概ね1百万円程度で推移しておりますが、ARPAの向上のためには、エンタープライズに特化した営業及び開発戦略を実行するとともに、提供可能なサービスを拡充することで複数サービスの導入を達成することが重要であると考えております。また、グロスチャーンレートは、2023年12月期は第4四半期で大型案件の解約があったため一時的に上昇していましたが、当該解約が算定期間から外れたこと及び2024年12月期は大型案件の解約がなかったことから低減しており、2025年12月期もこの傾向が継続しております。今後より一層低減させるためには法令改正等によって変化する顧客ニーズを適時に識別し、サービスの機能強化または品質向上により顧客満足度を向上させるようなカスタマーサクセス体制を構築していくことが重要であると考えております。

期別	2024年12月期				2025年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ARPA(千円) (注1)	1,095	1,054	1,053	1,073	1,076	1,041	1,052	1,080
グロスチャーン レート(%) (注2)	1.4	1.3	1.3	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7

(注)1. ARPA: 1アカウント当たりの売上高で、「当月末のMRR / 当月末のアカウント数」で算定しております。

2. グロスチャーンレート: 月次解約率で、「当月失ったMRR / 前月末のMRR」を直近12ヶ月分単純平均して算定しております。

サービス導入当初はMRRが小さい顧客も多い傾向にあるものの、サービス利用が進むにあたってアップセルによるMRRの増加や、他の機能をクロスセルすることでMRRが増加する顧客が多い傾向にあります。

2025年12月末時点におけるサービス導入時期別のARPAの推移は以下のとおりとなっております。

導入期	2025年12月期 (1年未満)	2024年12月期 (1年以上2年未満)	2023年12月期以前 (2年以上)
ARPA(千円)	609	838	1,317

なお、当社の四半期末毎の導入社数の推移は以下のとおりとなっております。

期別	2024年12月期				2025年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
導入社数(社)	114	125	135	140	148	154	163	165

## 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な運転資金需要は、新規機能及びサービス拡充のための開発、営業人員等の人件費のほか、関連する外注費が中心となっております。当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、これらの運転資金需要に対しては自己資金にて充当する方針であります。より安定的な資金供給のためには、銀行借入等も含め柔軟に検討を行う予定であります。

## 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

## 5【重要な契約等】

### (1) 資本業務提携契約等

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社プロシップ（以下「プロシップ」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議し、2026年3月2日にプロシップの株式を取得いたしました。

#### 1. 本資本業務提携の背景と目的

当社は、経理特化型A I領域における高い技術力を有し、「経理シンギュラリティ（経理業務の自動化）」構想を牽引する企業です。

2025年8月より、「Speciality for Customer」を基本理念に掲げ、「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」を提供することを目指しているプロシップと、本資本業務提携による協業可能性について意見交換を実施いたしました。

2027年4月1日以後開始する事業年度から適用される企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「新リース会計基準」といいます。）により、企業が管理すべき契約件数の増加やデータ入力負荷が大幅に高まることを見据え、当社が有する契約書・証憑の読取および自動仕訳等のA I技術と、プロシップの固定資産管理ソリューションとを組み合わせることで、企業の課題解決に資する新たな価値提供が可能であるとの認識を共有いたしました。

さらに、両社の顧客基盤を相互に活用した販売拡大に加え、その後もプロシップの固定資産管理ソリューションとの連携を深め、固定資産管理業務の生産性向上を図ることで、「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」に向けた技術協業の可能性について協議を深めてまいりました。これらの検討を通じ、両社の協業によるシナジー創出の蓋然性が高いことを確認できたため、より具体的な協議を進めるとともに、協業体制の強化と関係性の一層の深化を図るべく、相互の信頼関係を基盤とした本資本業務提携を実施することといたしました。

#### 2. 本資本業務提携の内容等

##### (1) 業務提携の内容

本資本業務提携において両社は以下の点に注力し、相互の業績拡大を目指します。

##### 新リース会計基準対応における判断業務の自動化・効率化

新リース会計基準において、企業が会計上管理対象とすべき契約は大幅に増加することが見込まれます。これに伴い、オンバランス処理するか否かの判断業務が大量に発生することは、多くの企業にとって喫緊の課題です。当社のA I技術（A Iエージェントによる会計的判断）とプロシップの固定資産管理ソリューションとを連携させることで、管理対象となる契約の会計的判断について、自動化および効率化を実現するソリューションを共同で展開いたします。

##### 顧客基盤の相互活用による販売拡大

大手企業を中心とした当社の顧客とプロシップの顧客に対し、両社の連携ソリューションを提案（クロスセル）することで、双方の事業成長および業績拡大を図ってまいります。

##### 「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」の実現

本資本業務提携は、新リース会計基準対応にとどまるものではありません。その後も当社のA I技術とプロシップの固定資産管理ソリューションにより、会計データと工場・店舗など現場にある資産にまつわる情報を結びつけることで、従来の「カネ」中心の管理手法とは一線を画す、「モノ」を基軸としたマネジメント・プラットフォームの構築という新たな価値創造に貢献いたします。

##### (2) 資本提携の内容

今回の協業は新リース会計基準対応をはじめとする中長期的なソリューション開発を伴うものであり、継続的な技術連携と顧客価値の最大化に向けて、両社が中長期的視点でコミットする体制が不可欠であると判断いたしました。このため、単なる業務提携にとどまらず、相互に株式を保有する資本提携を行うことで、協業の安定性・継続性を強固にし、双方のリソース投下や意思決定の一体感を高める必要があるとの結論に至り、本資本業務提携契約を締結いたしました。

##### 新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額

当社は、プロシップの第三者割当を引き受ける形で株式を取得いたしました。

募集株式の種類及び数 普通株式 319,500株

募集株式の払込金額 1株につき1,610円

払込金額の総額 514,395,000円

相手方に新たに取得される株式の数

相手方に新たに取得される株式の数は、上記「払込金額の総額」相当額によって市場内取引により取得できる当社の普通株式の株数

### 3. 本資本業務提携の相手先の概要

名 称	株式会社プロシップ
所 在 地	東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 資史
事 業 内 容	パッケージシステムの開発・販売、受託開発、システムの運用管理等
資 本 金	924,573千円(2025年9月30日現在)
設 立 年 月 日	1969年4月

### 4. 日程

取 締 役 会 決 議 日	2026年2月13日
契 約 締 結 日	2026年2月13日
業 務 提 携 開 始 日	2026年2月13日
募 集 株 式 の 払 込 日	2026年3月2日

#### (2) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

該当事項はありません。

#### (3) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

当社は、2026年2月13日付でプロシップとの間で、上記本資本業務提携の実効性を高めるため「株式の売買と保有に関する契約」を締結しており、当該契約の主な内容は以下のとおりであります。

##### 1. 契約及び合意の内容

- (1) 本契約が終了した場合、本契約に基づき取得した相手方の株式は、原則として、両者とも、3ヶ月以内に、相手方または相手方が指定する第三者に全部の株式を売却しなければならない。
- (2) 相手方の事前の書面による承諾がない限り、市場調達など手段を問わず、その保有割合が相手方の総発行株式数の5%を超えて買い増しすることができない。
- (3) 相手方の書面による事前の同意がない場合、相手方の株式を売却してはならない。

##### 2. 合意の目的

本資本業務提携の実効性を高め、中長期的な視点での企業価値向上と事業規模の拡大につなげることを目的として

##### 3. 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

「(1) 資本業務提携契約等 2. 本資本業務提携の内容等 (2) 資本提携の内容」に記載の通り、相互に株式を保有する資本提携を行うことが重要と判断し、2026年2月13日開催の取締役会で決議いたしました。

#### (4) ローン契約と社債に付される財務上の特約

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは、領収書や請求書などの会計帳票に特化したAI-OCR技術の向上および日常の経理業務の効率化を実現するため、生成AIやLLM(Large Language Model)をはじめとする最新技術の研究開発に取り組んでおります。社内の体制としては、FA Researchという研究チームを創設し、コンピュータサイエンスおよび関連分野の博士号を持つAIの研究者で構成されております。いずれのメンバーも、大手企業での研究開発職や大学での専門的なディープラーニングの研究など、高い専門性を有しております。

当連結会計年度における研究開発活動の内容は、経理業務に必要な知識である簿記や財務会計に強いLLM・AIエージェントの構築を推進しており、その総額は198,340千円となっております。なお、当社グループの事業はAIソリューション事業(経理AI事業)の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

研究チーム発足当初は、技術的に競争力の高い国際学会での論文採択を目指し、学会投稿等を通じた研究成果の発信にも取り組んでまいりました。一方で、現在は経理領域のようなニッチなドメインに特化したLLM・AIエージェントの高度化およびプロダクトへの実装に研究開発リソースを集中しているため、直近においては論文等の対外的な公開は優先順位が低下しておりますが、今後については、競争優位性や機密性、権利関係等を踏まえつつも、公開可能な研究成果や技術要素については、当社グループのオープン戦略のもとで、適切な形で情報発信・公開を行い、技術コミュニティとの連携や知見の還元にも取り組んでまいります。また、既存のドキュメント解析AIの精度向上に向けた追加・拡充開発に向けたアルゴリズム開発などにも取り組んでまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は266,091千円（ソフトウェア仮勘定含む。）であります。その主な内容は、生成AI研究開発のための学習用サーバ197,472千円の取得、その他はサービス提供のためのソフトウェアの開発及びPC等の取得であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はAIソリューション事業（経理AI事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年12月31日時点

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	56,090	13,507	82,982	152,581	74 (18)
データセンター (東京都府中市)	ネットワーク サーバ関連等	-	283,155	-	283,155	- (-)

(注) 1. 本社の建物は賃貸物件であり、年間賃借料は35,550千円であります。

2. 当社の事業セグメントは、AIソリューション事業（経理AI事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

##### (2) 在外子会社

在外子会社については、主要な設備がないため記載していません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,888,000
計	37,888,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,216,120	11,239,520	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	11,216,120	11,239,520	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の概要は以下のとおりであります。

## 第1回新株予約権

決議年月日	2017年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 6 (注)6.
新株予約権の数(個)	3 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000 (注)1.5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2019年12月25日 至 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 資本組入額 2.5 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- ( ) 2019年12月25日以降2020年12月24日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2020年12月25日以降2021年12月24日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2021年12月25日以降2022年12月24日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2022年12月25日以降2023年12月24日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2023年12月25日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

- 5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内

容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役1名となっております。

### 第3回新株予約権

決議年月日	2019年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6 (注)6.
新株予約権の数(個)	11 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,000 (注)1.5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

当社の株券が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という。)された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- ( ) 2021年3月29日以降2022年3月28日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2022年3月29日以降2023年3月28日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2023年3月29日以降2024年3月28日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2024年3月29日以降2025年3月28日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2025年3月29日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

- #### 5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の権利行使、取締役就任及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。

#### 第4回新株予約権

決議年月日	2020年6月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 15 (注)6.
新株予約権の数(個)	110 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 220,000 (注)1.5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2022年6月3日 至 2030年6月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

当社の株券が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という。)された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- ( ) 2022年6月3日以降2023年6月2日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2023年6月3日以降2024年6月2日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2024年6月3日以降2025年6月2日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2025年6月3日以降2026年6月2日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2026年6月3日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の取締役就任及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員6名、社外協力者1名となっております。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第5回新株予約権を発行しております。

#### 第5回新株予約権

決議年月日	2020年6月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1 (注)1.6
新株予約権の数(個)	14,455 [ 13,285 ] (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 289,100 [ 265,700 ] (注)2.7. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3.7.
新株予約権の行使期間	自 2020年6月3日 至 2030年6月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、安田信彦を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付されます。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれが生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なる認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社または当社の関係会社の取締役、従業員もしくは監査役または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a) 権利行使期間の初日（以下、「開始日」という）から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の20%
- (b) 開始日から12カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の40%
- (c) 開始日から24カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の60%
- (d) 開始日から36カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の80%
- (e) 開始日から48カ月間を経過した日から行使期間の末日まで  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数のすべて

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記注5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記注4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記注4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社の代表取締役社長である森啓太郎は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年6月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年6月3日付で税理士安田信彦を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第5回新株予約権）」といいます）を設定しており、当社は本信託（第5回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年6月3日に第5回新株予約権（2020年6月1日臨時株主総会決議）を発行しております。

第5回新株予約権の分配を受けた者は、当該第5回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第5回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

なお、2023年5月30日に国税庁より「ストックオプションに対する課税（Q&A）」が公表され、役職員が新株予約権を行使して当社の株式を取得した場合、その経済的利益は給与所得になることが示されましたが、当社は当インセンティブプランを変更することなく継続する方針です。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	森 啓太郎
信託契約日 ( 信託期間開始日 )	2020年 6 月 3 日
信託の種類と新株予約権数	( A01 ) 9,000個 ( A02 ) 9,000個 ( A03 ) 9,000個
信託期間満了日	( A01 ) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から 6 か月が経過した日 ( A02 ) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から 2 年が経過した日 ( A03 ) 当社の株式が東京証券取引所プライム市場又はこれに類する海外の市場に上場した日から 6 か月が経過した日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第5回新株予約権の引受け、払込により現時点で ( A01 ) から ( A03 ) までのそれぞれにつき第5回新株予約権27,000個が信託の目的となっております。

受益者適格要件	<p>当社の役員及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第5回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。</p> <p>なお、受益候補者に対する第5回新株予約権の配分は、信託ごとに採用インセンティブパッケージ制度、貢献度インセンティブパッケージ制度、貢献度評価ポイント制度、MVPポイント制度の4種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。</p> <p>採用インセンティブパッケージ制度に基づく付与 今後採用される役職員を対象とし、採用時に当社における役職と貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点で、今後さらに貢献が見込める者と評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権が交付されます。</p> <p>貢献度インセンティブパッケージ制度に基づく付与 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した時点において貢献度を評価し、上場後の貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権を交付されます。</p> <p>貢献度評価ポイント制度に基づく付与 毎事業年度に一度の人事評価の結果に基づき、ポイントを暫定的に付与し、次号のMVPポイント制度に基づくポイントと合算したうえで、その累計ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。</p> <p>MVPポイント制度に基づく付与 取締役の推薦（自薦・他薦を含む。）により選定された役職員を対象とし、選定理由となった過去の特別な貢献を踏まえて、ポイントを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に貢献度評価ポイント制度に基づくポイントと合算した上で、累積ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。</p>
---------	--

7. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第6回新株予約権

決議年月日	2022年2月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5 （注）6.
新株予約権の数（個）	27 （注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 54,000 （注）1. 5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400 （注）2. 5.
新株予約権の行使期間	自 2024年2月18日 至 2032年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200 （注）5.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2．本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権の行使の条件

当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- （ ）2024年2月18日以降2025年2月17日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
- （ ）2025年2月18日以降2026年2月17日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
- （ ）2026年2月18日以降2027年2月17日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
- （ ）2027年2月18日以降2028年2月17日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
- （ ）2028年2月18日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名、社外協力者1名となっております。

#### 第7回新株予約権

決議年月日	2023年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 10 (注)6.
新株予約権の数(個)	54 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,600 (注)1.5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2025年3月24日 至 2033年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、400株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- ( ) 2025年3月24日以降2026年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2026年3月24日以降2027年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2027年3月24日以降2028年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2028年3月24日以降2029年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利を行使することができる。
- ( ) 2029年3月24日以降、割当数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1 個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記に準じて決定する。

5. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員5名、社外協力者2名となっております。

#### 第8回新株予約権

決議年月日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 7
新株予約権の数(個)	2,290 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 229,000 (注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,844 (注)2.
新株予約権の行使期間	自 2029年4月11日 至 2033年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,674 資本組入額 1,337
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

#### 業績条件

新株予約権者は、下記イ及びロの条件を満たし、かつ、2028年12月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様とし「連結損益計算書」という。）における売上高が、次の区分に応じそれぞれに定める額となった場合、それぞれに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

なお、行使可能となる本新株予約権の数に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた数とする。

売上高	行使可能割合
100億円以上	100%
80億円以上100億円未満	60%
65億円以上80億円未満	40%
50億円以上65億円未満	20%
50億円未満	0%

2028年12月期の当社の連結損益計算書における売上高及び営業利益に基づき算出される営業利益率が10%以上であること。

本新株予約権の割当日から2028年12月31日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて計算した額が一度でも300億円以上となること。

なお、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記に準じて決定する。

## 第9回新株予約権

決議年月日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 4
新株予約権の数(個)	388 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,800 (注)2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,844 (注)3.
新株予約権の行使期間	自 2029年4月11日 至 2033年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,674 資本組入額 1,337
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき34,400円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする

#### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

##### 業績条件

新株予約権者は、下記イ及びロの条件を満たし、かつ、2028年12月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様とし「連結損益計算書」という。）における売上高が、次の区分に応じそれぞれに定める額となった場合、それぞれに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

なお、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた数とする。

売上高	行使可能割合
100億円以上	100%
80億円以上100億円未満	60%
65億円以上80億円未満	40%
50億円以上65億円未満	20%
50億円未満	0%

2028年12月期の当社の連結損益計算書における売上高及び営業利益に基づき算出される営業利益率が10%以上であること。

本新株予約権の割当日から2028年12月31日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて計算した額が一度でも300億円以上となること。

なお、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年12月24日 (注)1.	C種優先株式 190	普通株式 3,000 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	200,450	260,450	200,450	200,450
2021年12月30日 (注)2.	-	普通株式 3,000 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	200,450	60,000	99,170	101,280
2023年6月29日 (注)3.	普通株式 1,736 A種優先株式 1,000 B種優先株式 546 C種優先株式 190	普通株式 4,736	-	60,000	-	101,280
2023年7月19日 (注)4.	4,731,264	4,736,000	-	60,000	-	101,280
2023年9月22日 (注)5.	473,600	5,209,600	287,569	347,569	287,569	388,849
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)6.	65,000	5,274,600	6,565	354,134	6,565	395,414
2024年1月1日～ 2024年4月30日 (注)6.	88,040	5,362,640	10,110	364,245	10,110	405,525
2024年5月1日 (注)7.	5,362,640	10,725,280	-	364,245	-	405,525
2024年5月1日～ 2024年12月31日 (注)6.	145,560	10,870,840	16,248	380,493	16,248	421,773
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)6.	345,280	11,216,120	39,846	420,340	39,846	461,620

- (注) 1. 有償第三者割当 C種優先株式 190株
- |       |  |
|-------|--|
| 発行価格  | 2,110,000円   |
| 資本組入額 | 1,055,000円   |
| 割当先   | 株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社ミロク情報サービス、スーパー<br>ストリーム株式会社、ピー・シー・エー株式会社、ALL STAR SAAS FUND Pte. Ltd.、<br>Scrum Ventures Fund III L.P.、K D D I 新規事業育成 3号投資事業有限責任組合、<br>DEEPCORE TOKYO 1号投資事業有限責任組合、ライドオン・エースタート 2号投資事業有<br>限責任組合、株式会社エースタート |
2. 2021年11月18日開催の臨時株主総会に基づき、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は77.0%、資本準備金の減資割合は49.5%となっております。
3. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
5. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- |       |           |
|-------|-----------|
| 発行価格  | 1,320円    |
| 引受価額  | 1,214.40円 |
| 資本組入額 | 607.20円   |
| 払込金総額 | 575,139千円 |
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
8. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が23,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,752千円増加しております。

## ( 5 ) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	18	26	29	16	2,418	2,510	-
所有株式数（単元）	-	11,255	2,089	32,543	14,670	385	51,154	112,096	6,520
所有株式数の割合（%）	-	10.04	1.86	29.03	13.09	0.34	45.63	100	-

（注）自己株式175株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
森 啓太郎	東京都港区	2,585,200	23.05
MoriSpaceManagement株式会社	東京都中央区日本橋人形町2丁目15番15号	2,400,000	21.40
INTERACTIVE BROKERS LLC （常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, Connecticut 06830 USA （東京都千代田区霞が関3丁目2番5号）	909,500	8.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	619,000	5.52
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号	504,100	4.49
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	500,000	4.46
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE ALL STAR SAAS FUND PTE.LTD. （常任代理人 大和証券株式会社）	7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST TOWER, # 16-05 AND # 16-06 SINGAPORE 018936 （千代田区丸の内1丁目9番1号）	415,000	3.70
中園 直幸	東京都調布市	145,060	1.29
葛 鴻鵬	神奈川県横浜市緑区	120,000	1.07
株式会社オーピックビジネスコンサルタント	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号	94,000	0.84
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷4丁目29番1号	94,000	0.84
計	-	8,385,860	74.77

（注）1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 619,000株

日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 504,100株

2. MoriSpaceManagement株式会社は、当社代表取締役社長である森啓太郎の資産管理会社であります。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,209,500	112,095	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,520	-	-
発行済株式総数	11,216,120	-	-
総株主の議決権	-	112,095	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

## 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ファーストアカウンティング株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年2月19日)での決議状況 (取得期間 2026年2月24日~2026年3月24日)	194,000	150,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	86,700	72,471,600
提出日現在の未行使割合(%)	55.3	51.7

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	69	113,413
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式数は、単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己 株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	175	-	86,875	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しておりますが、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としており、当面の配当性向は20%とする予定であります。なお、内部留保資金につきましては、技術革新に対応するべく研究開発活動、及び海外展開等に有効活用してまいります。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり3.70円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は20.1%となりました。

なお、今後につきましては配当性向を21.0%と設定し、配当を行っていく方針であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年2月27日 取締役会決議	41,498	3.70

### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業内外の経営環境の変化に対応し、収益の拡大、及び企業価値の最大化を図ることを目的としており、具体的には「AIと最先端技術を活用して、顧客と取引先にシームレスで効率的な商取引を提供し、生産性の向上と社会の発展を支援する。」をミッションとして会計分野に特化したAIソリューション事業(経理AI事業)を提供することで、より豊かな社会システムを構築し、各ステークホルダーから信頼を得ることが重要であると考えております。持続的な収益の拡大、及び企業価値の最大化のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必須であると考え、以下のとおり取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築し運用の徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

##### 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の各機関の主な内容は以下のとおりであります。重要な事項や方針の決定については社外役員の存する取締役会において行い、取締役会決議の範囲内の業務執行については経営会議において協議・決定する体制をとること、これらの会議体に監査役が出席することにより、経営の機動性を確保しながら社外取締役を通じた意思決定の透明性の確保と、監査役監査の実効性を確保できると考え、この体制を採用しております。

#### (a) 取締役会

取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。取締役会は、代表取締役社長 森啓太郎が議長を務め、取締役執行役員CTO 松田顕、取締役執行役員CRO 中園直幸、取締役CFO 上村朗、社外取締役 牧野正幸、社外取締役 三村真宗、社外取締役 石関加代子(戸籍名 浅山加代子)の7名で構成されております。取締役会は、経営上の意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。

なお、当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決され、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の議案が決議された場合には、上記の取締役会の構成に変更はありません。

#### (b) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、各取締役への定期的なヒアリング、稟議書、契約書等の重要決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。

監査役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。監査役会は、常勤の社外監査役 作野勝英が議長を務め、社外監査役 安本隆晴、社外監査役 大濱正裕の3名で構成されております。監査役会は、監査計画の策定、監査実施状況及び結果の検討並びに監査役相互の情報共有を行っております。また会計監査人及び内部監査人と定期的な意見交換を実施し、監査方針・監査計画並びに決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査要点に対して懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行っております。

## (c) 会計監査人

当社は、会計監査人としてPwC Japan有限責任監査法人を選任しており、適時適切な監査がなされております。

## (d) 経営会議

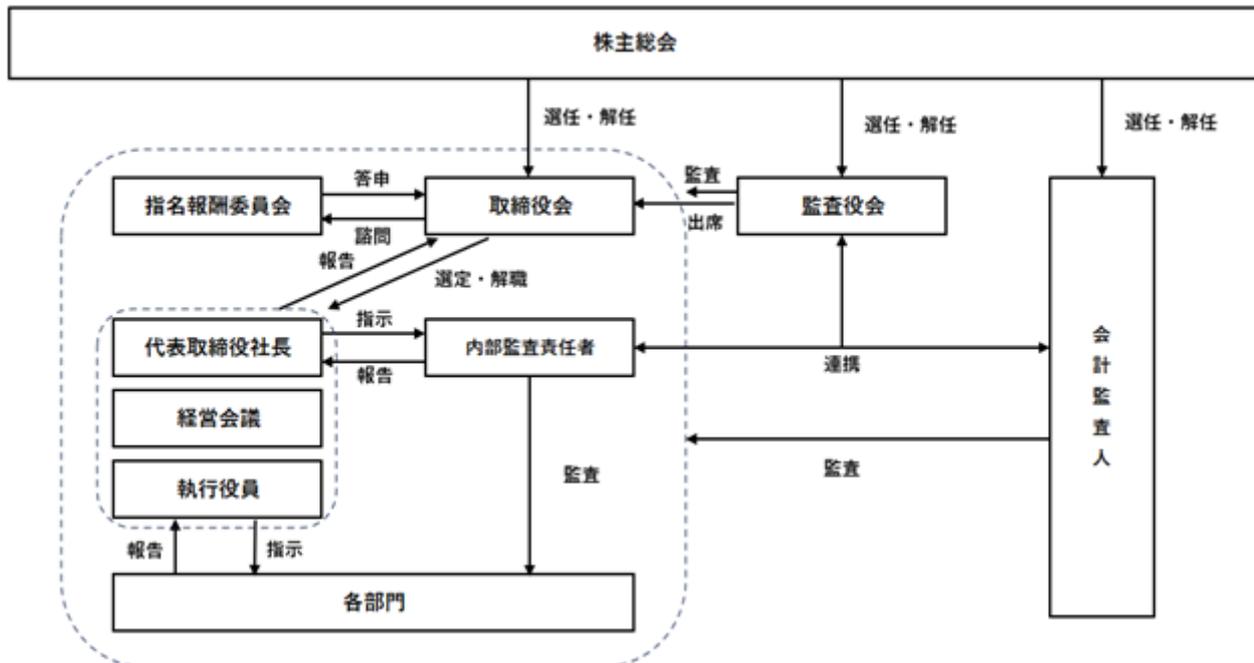
経営会議は、原則として週1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。経営会議は、常勤取締役である代表取締役社長 森啓太郎、松田顕、中園直幸、上村朗及び取締役を兼務していない執行役員4名の計8名で構成され、常勤監査役である作野勝英もオブザーバーとして出席しております。経営会議では、取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的な運営に関する事項の決定や、取締役会の付議議案に関する事項の協議を行っております。

## (e) 執行役員

執行役員は、意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離し、業務執行の迅速化を図ることを目的として、2025年3月より執行役員制度を導入しております。取締役会で選任された執行役員6名(うち2名は取締役を兼務)が担当業務を執行しております。

## (f) 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、役員の指名及び取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスにおいて独立社外役員の関与・助言の機会を確保し、透明性及び客観性を向上させるため取締役会の任意の諮問機関として設置することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。指名報酬委員会は、代表取締役及び取締役会が選定した2名以上の役員で構成し、その過半数は独立社外役員であります。



## 企業統治に関するその他の事項

## a. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年6月16日付取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社の経営理念であるミッションと行動基準となるバリューを定めるとともに、全社に周知・徹底する。
  - (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、取締役会においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
  - (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
- (b) 経営会議において、定期的リスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
- (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。
- (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理統括部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに管理統括部及び担当役員に報告し、管理統括部は監査役に報告する。
7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (d) 監査役が職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要なと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。
- b. リスク管理体制の状況
- リスク管理規程により、最高責任者を代表取締役と定め、少なくとも四半期に一度経営会議においてリスク管理に関する方針と個別課題について審議するとともに、リスク発見時における対応や報告の手続を定めることにより、リスク管理の全社的推進を適切に図る体制をとっております。
- c. 取締役の責任免除
- 当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。
- d. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。
- e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であります。当該保険契約の被保険者である役員等は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員等として職務遂行を行ったことによって負担する損害賠償責任金及び争訟費用の損害を填補することとしております。

## f．取締役の定数

取締役は8名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

## g．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないこととしております。

## h．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

## i．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に規定する事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## j．取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。取締役会では、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、年度予算等を決議したほか、関連当事者取引、組織体制及びコンプライアンスに関する事項等の協議並びに重要な業務の執行状況の報告がなされております。

氏名	開催回数	出席回数
森 啓太郎	13回	13回
津村 陽介	3回	3回
葛 鴻鵬	3回	3回
松田 顕	10回	10回
中園 直幸	13回	13回
高塚 佳秀	3回	3回
上村 朗	10回	10回
牧野 正幸	13回	12回
三村 真宗	10回	10回
石関 加代子 (戸籍名：浅山 加代子)	13回	12回

(注) 1．取締役 津村陽介、葛鴻鵬及び高塚佳秀は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2．取締役 松田顕、上村朗及び三村真宗は、2025年3月27日開催の定時株主総会において取締役に選任されておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

2026年3月27日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性 9名 女性 1名 ( 役員のうち女性の比率 10.0% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森 啓太郎	1974年6月3日生	2000年4月 ソフトバンク株式会社入社 2001年7月 アカマイ・テクノロジーズ合同会社 営業本部長 2011年3月 ホワイト・コンタクト株式会社設立 代表取締役 2012年4月 ホワイトフード株式会社 代表取締役 2016年6月 当社設立、代表取締役社長(現任)	(注)3	4,985,200 (注)5
取締役執行役員 C T O	松田 顕	1975年10月27日生	1998年4月 H M V ジャパン株式会社(現株式会社 ローソンエンタテインメント)入社 1999年7月 有限会社ブライアンコンピューター入 社 2000年7月 個人事業主としてソフトウエアエンジ ニアリング業開業 2003年3月 有限会社ワンダーウォール設立 代表 取締役 2011年5月 D o z e n s 株式会社設立 代表取締 役 2017年12月 当社入社 2020年3月 当社プロダクト開発部長 2021年8月 当社社長室長(現任) 2025年3月 当社取締役執行役員C T O(現任) 2025年4月 当社プロダクト開発統括部部长	(注)3	76,200
取締役執行役員 C R O	中園 直幸	1973年12月3日生	1996年4月 日本デジタルイクイップメントコーポ レーション株式会社入社 2001年4月 日本マイクロソフト株式会社入社 2015年9月 同社エンタープライズソリューション 統括本部デバイス&モビリティ本部長 2017年11月 UiPath株式会社パートナーソリュー ション本部長 2020年11月 当社マーケティング&パートナー営業 部長 2021年3月 当社取締役C R O 2024年2月 当社マーケティング&パートナー営業 統括部部长 2025年3月 当社取締役執行役員C R O(現任) 2025年4月 当社営業統括部部长(現任)	(注)3	145,060
取締役C F O	上村 朗	1964年5月24日生	1988年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス 製薬株式会社)入社 2008年4月 同社財務統括部部长 2017年4月 同社経理部長 2017年4月 アステラス・アムジェン・パイオ ファーマ株式会社(現アムジェン株式 会社)監査役 2019年5月 K Hネオケム株式会社入社 2020年3月 同社執行役員コーポレート担当(財 務、広報、I R)兼財務部長 2021年4月 同社執行役員経理財務部長 2025年3月 当社取締役C F O(現任)	(注)3	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	牧野 正幸	1963年2月5日生	1996年7月 株式会社ワークスアプリケーションズ 設立 2000年9月 同社代表取締役 2020年1月 株式会社メディアドゥホールディング ス(現株式会社メディアドゥ)顧問 2020年5月 近畿大学情報学研究所客員教授(現 任) 2020年10月 株式会社パトスロゴス代表取締役(現 任) 2023年12月 株式会社オークファン社外取締役(現 任) 2024年3月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	三村 真宗	1969年8月15日生	1993年4月 SAPジャパン株式会社入社 2006年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入 社 2008年2月 日本マイクロソフト株式会社入社 2009年4月 ベタープレイス・ジャパン株式会社入 社 2011年10月 株式会社コンカー代表取締役 2023年8月 株式会社インテグリティ・ヘルスケア 社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社U-ZERO設立 代表取締役(現 任) 2024年12月 株式会社ブレイド社外取締役(現任) 2025年3月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	石関 加代子 (戸籍名 浅山 加 代子)	1964年12月28日生	1985年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株 式会社)入社 2017年4月 ソニーコーポレートサービス株式会社 経理企画推進部統括部長 2022年10月 ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR担当部長 2024年3月 当社取締役(現任) 2025年1月 ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR Consultant(現任)	(注)3	-
常勤監査役	作野 勝英	1956年1月7日生	1978年4月 株式会社オリエントコーポレーション 入社 2003年9月 同社営業店本部(中部)部長 2006年10月 同社住宅リフォーム営業部長 2008年6月 株式会社ビジネスオリコ取締役 2018年6月 富士ソフトサービスビューロ株式会社 常勤監査役 2020年6月 同社執行役員 2023年3月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	安本 隆晴	1954年3月10日生	1978年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あず さ監査法人)入所 1982年8月 公認会計士登録 1992年4月 安本公認会計士事務所所長(現任) 1993年11月 株式会社ファーストリテイリング社外 監査役 2001年8月 アスクル株式会社社外監査役 2010年6月 株式会社UBIC(現株式会社 FRONTEO)社外監査役(現任) 2020年3月 当社監査役(現任) 2023年1月 株式会社ベター・プレイス社外監査役	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	大濱 正裕	1980年10月31日生	2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2005年10月 ロア・ユナイテッド法律事務所入所 2009年1月 レイズ・コンサルティング法律事務所 代表弁護士 2015年9月 株式会社エヌリンクス(現株式会社コレックホールディングス)社外監査役(現任) 2016年4月 弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所代表社員(現任) 2017年11月 当社監査役(現任) 2022年10月 株式会社情報戦略テクノロジー社外監査役(現任)	(注)4	-
計					5,211,460

- (注) 1. 取締役 牧野正幸、三村真宗及び石関加代子(戸籍名 浅山加代子)は、社外取締役であります。
2. 監査役 作野勝英、安本隆晴及び大濱正裕は、社外監査役であります。
3. 2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 森啓太郎の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるMoriSpaceManagement株式会社が所有する株式数を含めて表示しております。
6. 役職名の取締役C X Oの名称の詳細は以下のとおりです。  
C T O : Chief Technology Officer (最高技術責任者)  
C R O : Chief Revenue Officer (最高収益責任者)  
C F O : Chief Financial Officer (最高財務責任者)
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で取締役を兼務していない執行役員は、F Aリサーチ藤武 将人、管理統括部部长赤松 直樹、人事統括部部长安達 健二、カスタマーサクセス統括部部长高塚 佳秀で構成されております。

当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容(役職等)も含め記載しております。

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森 啓太郎	1974年6月3日生	2000年4月 ソフトバンク株式会社入社 2001年7月 アカマイ・テクノロジーズ合同会社 営業本部長 2011年3月 ホワイト・コンタクト株式会社設立 代表取締役 2012年4月 ホワイトフード株式会社 代表取締役 2016年6月 当社設立、代表取締役社長(現任)	(注)3	4,985,200 (注)5
取締役執行役員 C T O	松田 顕	1975年10月27日生	1998年4月 H M V ジャパン株式会社(現株式会社ローソンエンタテインメント)入社 1999年7月 有限会社ブライアンコンピューター入社 2000年7月 個人事業主としてソフトウェアエンジニアリング業開業 2003年3月 有限会社ワンダーウォール設立 代表取締役 2011年5月 D o z e n s 株式会社設立 代表取締役 2017年12月 当社入社 2020年3月 当社プロダクト開発部長 2021年8月 当社社長室長(現任) 2025年3月 当社取締役執行役員C T O(現任) 2025年4月 当社プロダクト開発統括部部长	(注)3	76,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役執行役員 C R O	中園 直幸	1973年12月3日生	1996年4月 日本デジタルイクイップメントコーポレーション株式会社入社 2001年4月 日本マイクロソフト株式会社入社 2015年9月 同社エンタープライズソリューション統括本部デバイス&モビリティ本部長 2017年11月 UiPath株式会社パートナーソリューション本部長 2020年11月 当社マーケティング&パートナー営業部長 2021年3月 当社取締役C R O 2024年2月 当社マーケティング&パートナー営業統括部部長 2025年3月 当社取締役執行役員C R O (現任) 2025年4月 当社営業統括部部長 (現任)	(注) 3	145,060
取締役C F O	上村 朗	1964年5月24日生	1988年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社 2008年4月 同社財務統括部長 2017年4月 同社経理部長 2017年4月 アステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社(現アムジェン株式会社)監査役 2019年5月 K Hネオケム株式会社入社 2020年3月 同社執行役員コーポレート担当(財務、広報、I R)兼財務部長 2021年4月 同社執行役員経理財務部長 2025年3月 当社取締役C F O (現任)	(注) 3	5,000
取締役	牧野 正幸	1963年2月5日生	1996年7月 株式会社ワークスアプリケーションズ設立 2000年9月 同社代表取締役 2020年1月 株式会社メディアドゥホールディングス(現株式会社メディアドゥ)顧問 2020年5月 近畿大学情報学研究所客員教授(現任) 2020年10月 株式会社パトスログス代表取締役(現任) 2023年12月 株式会社オークファン社外取締役(現任) 2024年3月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	三村 真宗	1969年8月15日生	1993年4月 SAPジャパン株式会社入社 2006年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2008年2月 日本マイクロソフト株式会社入社 2009年4月 ベターブレイス・ジャパン株式会社入社 2011年10月 株式会社コンカー代表取締役 2023年8月 株式会社インテグリティ・ヘルスケア社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社U-ZERO設立 代表取締役(現任) 2024年12月 株式会社ブレイド社外取締役(現任) 2025年3月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	石関 加代子 (戸籍名 浅山 加代子)	1964年12月28日生	1985年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 2017年4月 ソニーコーポレートサービス株式会社経理企画推進部統括部長 2022年10月 ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR担当部長 2024年3月 当社取締役(現任) 2025年1月 ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR Consultant (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	作野 勝英	1956年 1 月 7 日生	1978年 4 月 株式会社オリエントコーポレーション 入社 2003年 9 月 同社営業店本部(中部)部長 2006年10月 同社住宅リフォーム営業部長 2008年 6 月 株式会社ビジネスオリコ取締役 2018年 6 月 富士ソフトサービスビューロ株式会社 常勤監査役 2020年 6 月 同社執行役員 2023年 3 月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	安本 隆晴	1954年 3 月10日生	1978年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あず さ監査法人)入所 1982年 8 月 公認会計士登録 1992年 4 月 安本公認会計士事務所所長(現任) 1993年11月 株式会社ファーストリテイリング社外 監査役 2001年 8 月 アスクル株式会社社外監査役 2010年 6 月 株式会社U B I C (現株式会社 FRONTEO)社外監査役(現任) 2020年 3 月 当社監査役(現任) 2023年 1 月 株式会社ベター・ブレイス社外監査役	(注) 4	-
監査役	大濱 正裕	1980年10月31日生	2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2005年10月 ロア・ユナイテッド法律事務所入所 2009年 1 月 レイズ・コンサルティング法律事務 所 代表弁護士 2015年 9 月 株式会社エヌリンクス(現株式会社コ レックホールディングス)社外監査役 (現任) 2016年 4 月 弁護士法人レイズ・コンサルティング 法律事務所代表社員(現任) 2017年11月 当社監査役(現任) 2022年10月 株式会社情報戦略テクノロジー社外監 査役(現任)	(注) 4	-
計					5,211,460

- (注) 1. 取締役 牧野正幸、三村真宗及び石関加代子(戸籍名 浅山加代子)は、社外取締役であります。
2. 監査役 作野勝英、安本隆晴及び大濱正裕は、社外監査役であります。
3. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 森啓太郎の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるMoriSpaceManagement株式会社が所有する株式数を含めて表示しております。
6. 役職名の取締役C X Oの名称の詳細は以下のとおりです。  
C T O : Chief Technology Officer (最高技術責任者)  
C R O : Chief Revenue Officer (最高収益責任者)  
C F O : Chief Financial Officer (最高財務責任者)
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で取締役を兼務していない執行役員は、F A リサーチ藤武 将人、管理統括部部长赤松 直樹、人事統括部部长安達 健二、カスタマーサクセス統括部部长高塚 佳秀で構成されております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。

社外取締役である牧野正幸は、株式会社ワークスアプリケーションズ元代表取締役であります。同社はエンタープライズ向けERPパッケージシステムの開発・販売の会社であり、当社のサービスと親和性が認められることから豊富な経験と高い見識を当社サービスの品質向上に助言をいただけるものと期待しております。また経営手腕や上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社新株予約権26個(2,600株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である三村真宗は、株式会社コンカー元代表取締役であります。同社はエンタープライズ向け出張・経費管理クラウドサービスを提供しており、当社サービスと親和性が認められることから豊富な経験と高い見識を当社サービスの品質向上に助言をいただけるものと期待しております。また経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社新株予約権26個（2,600株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である石関加代子（戸籍名 浅山加代子）は、ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）及びユニ・チャーム株式会社における経理業務に長らく従事しており、当社がターゲットとするエンタープライズ経理のスペシャリストであることから、その豊富な経験と高い見識を当社サービスの新規開発に助言をいただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。なお、当社新株予約権26個（2,600株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である作野勝英は、金融業界における長年の業務経験や上場会社での管理本部長及び監査役として幅広い見識や監督経験を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である安本隆晴は公認会計士であり、監査法人における長年の業務経験や、財務及び会計に関する高度な知見並びに上場会社やベンチャー企業の社外監査役として幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社新株予約権3個（6,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である大濱正裕は、弁護士であり、法律事務所における長年の業務経験や、企業法務に関する高度な知見並びに上場会社やベンチャー企業の社外監査役として幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社新株予約権3個（6,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において専門的な見識を有した公正な立場として、会社の重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

社外監査役のうち常勤監査役は、取締役会のほか原則として毎週1回開催される経営会議にも参加し、会社の経営方針及び課題等について情報収集を図るとともに重要事項については監査役会でその内容を報告しております。

また、監査役、内部監査責任者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催することで、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査が実施できるように努めております。

### （３）【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役3名（うち社外監査役3名）にて実施しており、定期的に代表取締役社長との意見交換及び内部監査責任者との情報交換を実施するとともに、必要に応じて業務執行取締役から報告を受け、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

社外監査役（常勤）の作野勝英は金融業界における長年の業務経験や上場会社での管理本部長及び監査役として幅広い見識や監督経験を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしていただいております。社外監査役（非常勤）の安本隆晴は、監査法人における長年の業務経験や、財務及び会計に関する高度な知見並びに上場会社の社外監査役として幅広い見識を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしていただいております。社外監査役（非常勤）の大濱正裕は、弁護士として豊富な経験と法律に関する高度な知見並びに上場会社の社外監査役として幅広い見識を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしていただいております。

監査役会は原則月1回開催しており、必要に応じて臨時で開催することとしております。

当事業年度において、当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
作野 勝英	14回	14回
安本 隆晴	14回	14回
大濱 正裕	14回	14回

監査役会においては、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法等を具体的な検討内容としております。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けております。上記のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議体への出席、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査するとともに取締役との定期的な面談を実施し、その結果を監査役会で共有しております。

また内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は、当社が比較的小規模の会社・組織であることから、独立した内部監査部門は設置せず、代表取締役社長が選任した内部監査責任者1名、内部監査担当者1名により組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として内部監査を実施しております。内部監査責任者が所属する部門については、他部門の内部監査担当者を任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。

内部監査責任者は、監査結果を代表取締役社長、取締役会及び常勤監査役に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査責任者、監査役及び会計監査人は、監査計画の立案、実施する監査手続及び監査結果の報告に関して定期的に協議しており、必要に応じて情報交換することでその連携を図っております。

監査役監査との連携につきましては、常勤監査役が内部監査責任者と密に情報共有し、また内部監査の実施に立ち会うことで実効性を確保しております。

会計監査人との連携につきましては、監査計画及び監査結果の説明を受け、内部監査の実施状況を共有することで実効性を確保しております。

また内部監査責任者は、有効かつ効率的な監査の実施を目的として内部統制部門である管理統括部とも定期的に情報交換することで内部統制上の問題点の識別に努めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

## b. 継続監査期間

8年間

## c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 水野 文絵

指定有限責任社員 業務執行社員 山本 剛

なお、2025年12月期第3四半期以降は、業務執行社員が若山 聡満氏から水野 文絵氏に交代しております。

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他8名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針として、会計監査人に求められる独立性、専門性、品質管理体制、及び不正リスクへの対応方針等を総合的に勘案し、選定することとしております。上記事項について監査法人より説明を受け、また監査役会においてもその内容を検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断し、PwC Japan有限責任監査法人を選定しております。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査体制、監査計画の内容及び監査手続の実施状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、総合的に評価しております。その結果、PwC Japan有限責任監査法人の会計監査は、適正に実施されていると評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	28,000	-
連結子会社	-	-
計	28,000	-

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、会社法第399条第1項に基づく監査役会の同意を得た上で決定しております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査品質の確保および独立性の担保の観点に照らして、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると考えられることから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申に基づいて取締役の個別の報酬額を取締役会で決定することとしております。取締役の報酬限度額は、2017年1月23日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は代表取締役社長に委任する旨が決議され、取締役会設置会社に移行した同年11月24日に改めて、限度額はそのままだが配分方法は取締役会に委任する旨の株主総会決議がなされております。なお、同決議時の取締役は3名となっております。また、当事業年度の取締役の報酬等は、指名報酬委員会の答申を尊重し、2025年3月27日開催の取締役会決議で決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、上記固定報酬のほか、取締役の中長期的な業績拡大と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価変動によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的としてストック・オプション制度を導入しており、その報酬限度額として2025年3月27日開催の第9回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して年額120百万円以内、社外取締役に対して年額12百万円以内とする旨、決議しております。同決議時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）となっております。

当社の監査役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で監査役の協議により決定しております。監査役の報酬限度額は、2017年11月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。なお、同決議時の監査役は1名となっております。

なお、役員の報酬等について業績連動報酬は採用しておりません。

#### 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役(社外取締役を除く)	59,528	45,874	-	13,653	7
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	26,913	25,800	-	1,113	6

(注) 上表には、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

#### 役員ごとの報酬等の総額等

該当事項はありません。

#### 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
45,309	4	使用人としての給与であります。

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の当社の中長期的な企業価値向上の観点から安定かつ長期的な取引関係の維持のために保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、もしくは事業運営上必要と認められることを条件として保有することとしております。保有継続の経済合理性及びその是非については、取締役会にて検証を実施しております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		1,769,361
売掛金及び契約資産		1,284,130
その他		76,330
流動資産合計		2,129,822
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		85,282
減価償却累計額		29,191
建物附属設備(純額)		56,090
工具、器具及び備品		499,025
減価償却累計額		202,361
工具、器具及び備品(純額)		296,663
有形固定資産合計		352,754
無形固定資産		
ソフトウェア		82,982
無形固定資産合計		82,982
投資その他の資産		
繰延税金資産		303,939
その他		29,922
投資その他の資産合計		333,862
固定資産合計		769,599
資産合計		2,899,421
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金		244,020
未払法人税等		42,346
契約負債		763,726
その他		95,348
流動負債合計		1,145,442
固定負債		
資産除去債務		39,349
固定負債合計		39,349
負債合計		1,184,792
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		420,340
資本剰余金		466,291
利益剰余金		771,805
自己株式		230
株主資本合計		1,658,206
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		3,834
その他の包括利益累計額合計		3,834
新株予約権		52,587
純資産合計		1,714,629
負債純資産合計		2,899,421

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 2,369,766
売上原価	652,938
売上総利益	1,716,828
販売費及び一般管理費	2, 3 1,424,652
営業利益	292,175
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	1
その他	0
営業外収益合計	4
営業外費用	
為替差損	592
営業外費用合計	592
経常利益	291,587
特別利益	
新株予約権戻入益	4
特別利益合計	4
税金等調整前当期純利益	291,591
法人税、住民税及び事業税	48,380
法人税等調整額	41,067
法人税等合計	89,448
当期純利益	202,143
親会社株主に帰属する当期純利益	202,143

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益		202,143
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		3,834
その他の包括利益合計		3,834
包括利益		205,978
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		205,978

## 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	380,493	426,444	582,707	117	1,389,527
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	39,846	39,846			79,693
剰余金の配当			13,044		13,044
親会社株主に帰属する当期純利益			202,143		202,143
自己株式の取得				113	113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	39,846	39,846	189,098	113	268,678
当期末残高	420,340	466,291	771,805	230	1,658,206

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	2,385	1,391,913
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				79,693
剰余金の配当				13,044
親会社株主に帰属する当期純利益				202,143
自己株式の取得				113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,834	3,834	50,202	54,037
当期変動額合計	3,834	3,834	50,202	322,716
当期末残高	3,834	3,834	52,587	1,714,629

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 2025年1月1日	
至 2025年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	291,591
減価償却費	159,837
株式報酬費用	37,722
受取利息及び受取配当金	3
新株予約権戻入益	4
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	240,433
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,551
未払金の増減額(は減少)	63,099
契約負債の増減額(は減少)	105,106
その他の流動負債の増減額(は減少)	25,119
その他の固定負債の増減額(は減少)	193
小計	388,439
利息及び配当金の受取額	3
法人税等の支払額	39,095
営業活動によるキャッシュ・フロー	349,348
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	210,962
無形固定資産の取得による支出	55,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	266,091
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
自己株式の取得による支出	113
配当金の支払額	13,044
新株予約権の行使による株式の発行による収入	78,830
新株予約権の発行による収入	13,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	79,019
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,834
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	166,111
現金及び現金同等物の期首残高	1,603,250
現金及び現金同等物の期末残高	1,769,361

## 【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

Fast Accounting USA Inc.

Fast Accounting USA Inc.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

## 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 3. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～8年

## ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

## (2) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、AI-OCR関連と会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaシリーズ、リモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォーム、及び経理実務における判断業務を支援するサービスを提供しております。

当社グループのA IソリューションサービスはSaaS型のクラウドサービスであり、顧客との契約から生じる収益は、継続的にクラウドサービスを提供することにより発生する月額課金及び顧客のクラウドサービスの利用量に応じて発生する従量課金から構成されております。

月額課金及び従量課金については、当社グループのクラウドサービスを契約期間にわたって継続的に顧客に提供することで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって定額料金及び従量課金に基づき、収益を認識しております。

プロフェッショナルサービスについては、初期設定サービス等の提供に応じて履行義務を充足する取引であると判断しているため、提供したサービスの進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内又は前受けにより受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整額に計上しております。

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (重要な会計上の見積り)

## (繰延税金資産の回収可能性)

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	303,939

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 算出方法

当社は、過去及び当連結会計年度の経営成績、税務上の欠損金の発生状況、取締役会で承認された事業計画を基礎として一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジュールリングし、翌期以降の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

## 主要な仮定

将来の合理的な見積り可能期間における一時差異等加減算前課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、月額課金の新規導入社数、顧客単価及び予想解約率並びにプロフェッショナルサービスの受注金額といった一定の仮定に基づき算定しております。これらのうち、月額課金の新規導入社数が主要な仮定に該当します。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経済環境等に大幅な変化が生じたこと等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
進捗度に基づく収益認識	219,898

なお、上記金額は当連結会計年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 算出方法

当社グループは、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りにあたっては見積総工数に対する発生した実際工数の割合で算出しております。収益については、見積総工数に対する発生した実際工数の割合に契約金額を乗じて算出しており、契約金額は、契約書又は注文書に基づいております。

## 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における主要な仮定は、見積総工数であり、見積総工数は、類似する過去の開発案件での実際工数、開発の難易度及び開発要員のスキル等を総合的に勘案して算定しております。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

履行義務の充足に係る進捗度は、当初予見できなかった事象の発生等により見積総工数の変化が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。



## 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

当連結会計年度  
(自 2025年1月1日  
至 2025年12月31日)

198,340千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

当連結会計年度  
(自 2025年1月1日  
至 2025年12月31日)

為替換算調整勘定：

当期発生額	3,834千円
組替調整額	-
法人税等及び税効果調整前	3,834
法人税等及び税効果額	-
為替換算調整勘定	3,834
その他の包括利益合計	3,834

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	10,870,840	345,280	-	11,216,120
合計	10,870,840	345,280	-	11,216,120
自己株式				
普通株式(注)2.	106	69	-	175
合計	106	69	-	175

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加345,280株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加69株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第5回新株予約権	-	-	-	-	-	1,517
	第8回新株予約権	-	-	-	-	-	34,318
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	16,751
合計		-	-	-	-	-	52,587

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月28日 取締役会	普通株式	13,044	1.20	2024年12月31日	2025年3月13日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月27日 取締役会	普通株式	41,498	利益剰余金	3.70	2025年12月31日	2026年3月13日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,769,361千円
現金及び現金同等物	1,769,361

## (リース取引関係)

## (借主側)

## 1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	35,550
1年超	5,154
合計	40,705

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、本社事務所等の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に基づき取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、必要に応じて与信限度額の改定の要否を検討するとともに、取引先ごとの入金及び残高を適時に管理することで信用リスクの低減を図っております。

## 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、管理統括部において資金繰り表を作成し、適時に更新すること等により流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	29,862	28,644	1,218
資産計	29,862	28,644	1,218

## (注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,769,361	-	-	-
売掛金	143,121	-	-	-
差入保証金	-	29,862	-	-
合計	1,912,482	29,862	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	28,644	-	28,644
資産計	-	28,644	-	28,644

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
一般管理費	37,722

## 2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	13,347

## 3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	4

## 4. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社監査役 1名 当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 180,000株	普通株式 150,000株	普通株式 400,000株
付与日	2017年12月25日	2019年3月29日	2020年6月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年12月25日 至 2027年12月24日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年6月3日 至 2030年6月2日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社従業員 5名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 540,000株	普通株式 60,000株	普通株式 32,000株
付与日	2020年6月3日	2022年2月18日	2023年3月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年6月3日 至 2030年6月2日	自 2024年2月18日 至 2032年2月17日	自 2025年3月24日 至 2033年3月23日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 7名	当社取締役 7名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 229,000株	普通株式 38,800株

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与日	2025年4月11日	2025年4月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2029年4月11日 至 2033年4月10日	自 2029年4月11日 至 2033年4月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年7月19日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)及び2024年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	26,000	146,000
付与	-	-	-
失効	-	-	2,000
権利確定	-	26,000	68,000
未確定残	-	-	76,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,000	54,000	192,000
権利確定	-	26,000	68,000
権利行使	-	58,000	116,000
失効	-	-	-
未行使残	6,000	22,000	144,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	360,000	50,000	26,000
付与	-	-	-
失効	-	-	1,600
権利確定	180,000	10,000	5,200
未確定残	180,000	40,000	19,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	94,360	8,000	-
権利確定	180,000	10,000	5,200
権利行使	164,480	4,000	2,800

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
失効	780	-	-
未行使残	109,100	14,000	2,400

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	229,000	38,800
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	229,000	38,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2023年7月19日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)及び2024年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	5	200	230
行使時平均株価 (円)	-	1,670	1,683
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	230	400	400
行使時平均株価 (円)	1,597	1,685	1,644
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,844	1,844
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	830	830

(注) 2023年7月19日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)及び2024年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回新株予約権及び第9回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
株価変動性(注)1	68.49%	68.49%
予想残存期間(注)2	6年	6年
予想配当率(注)3	0.081%	0.081%
無リスク利率(注)4	0.96%	0.96%

(注)1. 予想残存期間に対応する市場株価として、2019年4月12日から2023年9月21日については類似企業の株価実績、当社上場日(2023年9月22日)以降については当社の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
未払賞与	10,518千円
未払事業税	4,581
減価償却費	14,030
資産除去債務	12,403
税務上の繰越欠損金(注)	268,613
その他	1,923
繰延税金資産合計	312,070
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8,130
繰延税金負債合計	8,130
繰延税金資産の純額	303,939

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	11,894	124,815	131,903	268,613
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産(2)	-	-	-	11,894	124,815	131,903	268,613

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金268,613千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産268,613千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得等の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額は認識しておりません。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割等	0.8
株式報酬費用	4.0
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	2.3
税額控除	3.0
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,828千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

## ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は当該資産の耐用年数5年と見積り、割引率は当該資産の耐用年数に応じた国債利回り0.49%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	39,156千円
時の経過による調整額	193
期末残高	39,349

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
月額課金	1,724,709
従量課金	252,726
プロフェッショナルサービス	387,875
その他	4,454
顧客との契約から生じる収益	2,369,766
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,369,766

(注) いずれの収益も一定期間にわたり移転される財又はサービスであります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,848
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	143,121
契約資産（期首残高）	17,848
契約資産（期末残高）	141,009
契約負債（期首残高）	658,620
契約負債（期末残高）	763,726

契約資産は主に初期設定サービス等の顧客との契約における進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求の対価であり、当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に月額課金に関して履行義務の充足の前に一括で受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。当連結会計年度において、契約資産が増加した理由及び契約負債が増加した理由は、いずれも当連結会計年度末で契約社数が増加したことによるものであります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、652,897千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,755,833
1年超2年以内	1,089,993
2年超3年以内	534,278
3年超4年以内	147,602
4年超5年以内	56,709
5年超	-
合計	3,584,417

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、AIソリューション事業（経理AI事業）の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	148.19円
1株当たり当期純利益	18.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	17.27円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	202,143
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	202,143
期中平均株式数(株)	11,058,258
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	645,654
(うち新株予約権(株))	(645,654)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数2,678個(普通株式267,800株))。

(重要な後発事象)

(資本業務提携契約の締結)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社プロシップ(以下「プロシップ」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結することを決議し、2026年3月2日にプロシップの株式を取得いたしました。

## 1. 本資本業務提携の背景と目的

当社は、経理特化型AI領域における高い技術力を有し、「経理シンギュラリティ(経理業務の自動化)」構想を牽引する企業です。

2025年8月より、「Speciality for Customer」を基本理念に掲げ、「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」を提供することを目指しているプロシップと、本資本業務提携による協業可能性について意見交換を実施いたしました。

2027年4月1日以後開始する事業年度から適用される企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、これらを合わせて「新リース会計基準」といいます。)により、企業が管理すべき契約件数の増加やデータ入力負荷が大幅に高まることを見据え、当社が有する契約書・証憑の読取及び自動仕訳等のAI技術と、プロシップの固定資産管理ソリューションとを組み合わせることで、企業の課題解決に資する新たな価値提供が可能であるとの認識を共有いたしました。

さらに、両社の顧客基盤を相互に活用した販売拡大に加え、その後もプロシップの固定資産管理ソリューションとの連携を深め、固定資産管理業務の生産性向上を図ることで、「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」に向けた技術協業の可能性について協議を深めてまいりました。これらの検討を通じ、両社の協業によるシナジー創出の蓋然性が高いことを確認できたため、より具体的な協議を進めるとともに、協業体制の強化と関係性の一層の深化を図るべく、相互の信頼関係を基盤とした本資本業務提携を実施することといたしました。

## 2. 本資本業務提携の内容等

### (1) 業務提携の内容

本資本業務提携において両社は以下の点に注力し、相互の業績拡大を目指します。

新リース会計基準対応における判断業務の自動化・効率化

新リース会計基準において、企業が会計上管理対象とすべき契約は大幅に増加することが見込まれます。これに伴い、オンバランス処理するか否かの判断業務が大量に発生することは、多くの企業にとって喫緊の課題です。当社のAI技術(AIエージェントによる会計的判断)とプロシップの固定資産管理ソリューションとを連携させることで、管理対象となる契約の会計的判断について、自動化及び効率化を実現するソリューションを共同で展開いたします。

顧客基盤の相互活用による販売拡大

大手企業を中心とした当社の顧客とプロシップの顧客に対し、両社の連携ソリューションを提案(クロスセル)することで、双方の事業成長及び業績拡大を図ってまいります。

「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」の実現

本資本業務提携は、新リース会計基準対応にとどまるものではありません。その後も当社のAI技術とプロシップの固定資産管理ソリューションにより、会計データと工場・店舗など現場にある資産にまつわる情報を結びつけることで、従来の「カネ」中心の管理手法とは一線を画す、「モノ」を基軸としたマネジメント・プラットフォームの構築という新たな価値創造に貢献いたします。

### (2) 資本提携の内容

今回の協業は新リース会計基準対応をはじめとする中長期的なソリューション開発を伴うものであり、継続的な技術連携と顧客価値の最大化に向けて、両社が中長期的視点でコミットする体制が不可欠であると判断いたしました。このため、単なる業務提携にとどまらず、相互に株式を保有する資本提携を行うことで、協業の安定性・継続性を強固にし、双方のリソース投下や意思決定の一体感を高める必要があるとの結論に至り、本資本業務提携契約を締結いたしました。

新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額

当社は、プロシップの第三者割当を引き受ける形で株式を取得いたしました。

募集株式の種類及び数 普通株式 319,500株

募集株式の払込金額 1株につき1,610円

払込金額の総額 514,395,000円

相手方に新たに取得される株式の数

相手方に新たに取得される株式の数は、上記「払込金額の総額」相当額によって市場内取引により取得できる当社の普通株式の株数

### 3. 本資本業務提携の相手先の概要

名 称	株式会社プロシップ
所 在 地	東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 資史
事 業 内 容	パッケージシステムの開発・販売、受託開発、システムの運用管理等
資 本 金	924,573千円(2025年9月30日現在)
設 立 年 月 日	1969年4月

### 4. 日程

取 締 役 会 決 議 日	2026年2月13日
契 約 締 結 日	2026年2月13日
業 務 提 携 開 始 日	2026年2月13日
募 集 株 式 の 払 込 日	2026年3月2日

#### (自己株式の取得)

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得につきまして、以下のとおり決議し、実施いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現及び資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 194,000株(上限)           |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150,000,000円(上限)       |
| (4) 取得期間       | 2026年2月24日から2026年3月24日 |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付        |

#### 3. 取得結果

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                      |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 175,600株                    |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 149,988,400円                |
| (4) 取得期間       | 2026年2月24日～2026年3月5日(約定ベース) |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付             |

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	-	2,369,766
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	-	291,591
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	-	202,143
1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	18.28

(注) 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、中間連結会計期間の数値は記載しておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,603,250	1,691,275
売掛金	25,848	143,121
契約資産	17,848	141,009
前払費用	72,547	76,211
その他	231	118
流動資産合計	1,719,726	2,051,736
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	73,431	56,090
工具、器具及び備品	173,488	296,663
建設仮勘定	11,009	-
有形固定資産合計	257,929	352,754
無形固定資産		
ソフトウェア	74,465	82,982
ソフトウェア仮勘定	7,040	-
無形固定資産合計	81,505	82,982
投資その他の資産		
関係会社株式	-	74,435
出資金	60	60
繰延税金資産	345,007	303,939
差入保証金	29,862	29,862
投資その他の資産合計	374,930	408,297
固定資産合計	714,365	844,034
資産合計	2,434,092	2,895,771

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	190,064	243,124
未払費用	92,486	18,010
未払法人税等	32,140	42,346
契約負債	658,620	763,726
預り金	4,924	7,682
その他	24,788	69,654
流動負債合計	1,003,022	1,144,546
固定負債		
資産除去債務	39,156	39,349
固定負債合計	39,156	39,349
負債合計	1,042,179	1,183,895
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	380,493	420,340
資本剰余金		
資本準備金	421,773	461,620
その他資本剰余金	4,671	4,671
資本剰余金合計	426,444	466,291
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	582,707	772,886
利益剰余金合計	582,707	772,886
自己株式	117	230
株主資本合計	1,389,527	1,659,287
新株予約権	2,385	52,587
純資産合計	1,391,913	1,711,875
負債純資産合計	2,434,092	2,895,771

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 1,707,072	1 2,369,766
売上原価	506,676	652,938
売上総利益	1,200,396	1,716,828
販売費及び一般管理費	2 1,018,642	2 1,423,571
営業利益	181,753	293,256
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	1	1
違約金収入	1,971	-
その他	78	0
営業外収益合計	2,050	4
営業外費用		
支払利息	229	-
為替差損	-	592
営業外費用合計	229	592
経常利益	183,575	292,668
特別利益		
新株予約権戻入益	-	4
特別利益合計	-	4
税引前当期純利益	183,575	292,672
法人税、住民税及び事業税	33,323	48,380
法人税等調整額	314,938	41,067
法人税等合計	281,615	89,448
当期純利益	465,191	203,224

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	354,134	395,414	4,671	400,086	125,691	125,691	49	879,863	2,835	882,698
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	26,358	26,358		26,358				52,716		52,716
剰余金の配当					8,175	8,175		8,175		8,175
当期純利益					465,191	465,191		465,191		465,191
自己株式の取得							68	68		68
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									449	449
当期変動額合計	26,358	26,358	-	26,358	457,015	457,015	68	509,664	449	509,214
当期末残高	380,493	421,773	4,671	426,444	582,707	582,707	117	1,389,527	2,385	1,391,913

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	380,493	421,773	4,671	426,444	582,707	582,707	117	1,389,527	2,385	1,391,913
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	39,846	39,846		39,846				79,693		79,693
剰余金の配当					13,044	13,044		13,044		13,044
当期純利益					203,224	203,224		203,224		203,224
自己株式の取得							113	113		113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									50,202	50,202
当期変動額合計	39,846	39,846	-	39,846	190,179	190,179	113	269,759	50,202	319,962
当期末残高	420,340	461,620	4,671	466,291	772,886	772,886	230	1,659,287	52,587	1,711,875

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～8年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、AI-OCR関連と会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaxiシリーズ、リモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォーム、及び経理実務における判断業務を支援するサービスを提供しております。

当社のAIソリューションサービスはSaaS型のクラウドサービスであり、顧客との契約から生じる収益は、継続的にクラウドサービスを提供することにより発生する月額課金及び顧客のクラウドサービスの利用量に応じて発生する従量課金から構成されております。

月額課金及び従量課金については、当社のクラウドサービスを契約期間にわたって継続的に顧客に提供することで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって定額料金及び従量課金に基づき、収益を認識しております。

プロフェッショナルサービスについては、初期設定サービス等の提供に応じて履行義務を充足する取引であると判断しているため、提供したサービスの進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内又は前受けにより受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	345,007	303,939

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、過去及び当事業年度の経営成績、税務上の欠損金の発生状況、取締役会で承認された事業計画を基礎として一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、翌期以降の一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能と見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

主要な仮定

将来の合理的な見積り可能期間における一時差異等加減算前課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、月額課金の新規導入社数、顧客単価及び予想解約率並びにプロフェッショナルサービスの受注金額といった一定の仮定に基づき算定しております。これらのうち、月額課金の新規導入社数が主要な仮定に該当します。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経済環境等に大幅な変化が生じたこと等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度以降の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
進捗度に基づく収益認識	42,088	219,898

なお、上記金額は当事業年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りにあたっては見積総工数に対する発生した実際工数の割合で算出しております。収益については、見積総工数に対する発生した実際工数の割合に契約金額を乗じて算出しており、契約金額は、契約書又は注文書に基づいております。

主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における主要な仮定は、見積総工数であり、見積総工数は、類似する過去の開発案件での実際工数、開発の難易度及び開発要員のスキル等を総合的に勘案して算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

履行義務の充足に係る進捗度は、当初予見できなかった事象の発生等により見積総工数の変化が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

## (表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入実行残高	-
差引額	500,000

## (損益計算書関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.0%、当事業年度7.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.0%、当事業年度93.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	315,417千円	395,128千円
減価償却費	67,129	100,649
業務委託費	59,516	179,721

## (表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりました「役員報酬」、「賞与」及び「支払手数料」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より注記を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の金額についても記載しておりません。

## (有価証券関係)

## 子会社株式

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	74,435

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	7,835千円	10,518千円
未払事業税	3,932	4,581
減価償却超過額	11,170	14,030
資産除去債務	11,989	12,403
税務上の繰越欠損金	315,208	268,613
その他	5,228	1,923
繰延税金資産合計	355,364	312,070
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	10,357	8,130
繰延税金負債合計	10,357	8,130
繰延税金資産の純額	345,007	303,939

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.9	0.6
住民税均等割等	1.2	0.8
株式報酬費用	-	3.9
税率変更による繰延税金資産の増額修正	-	2.3
評価性引当額の増減額	183.9	-
税額控除	3.2	3.0
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	153.4	30.6

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,828千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

## (資本業務提携契約の締結)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社プロシップとの間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2026年3月2日にプロシップの株式を取得いたしました。

なお、詳細については、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

## (自己株式の取得)

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を決議し、実施いたしました。

なお、詳細については、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有 形 固 定 資 産	建物附属設備	73,431	-	-	17,340	56,090	29,191
	工具、器具及び備品	173,488	214,059	-	90,884	296,663	202,361
	建設仮勘定	11,009	-	11,009	-	-	-
	計	257,929	214,059	11,009	108,224	352,754	231,552
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア	74,465	60,129	-	51,612	82,982	-
	ソフトウェア仮勘定	7,040	15,840	22,880	-	-	-
	計	81,505	75,969	22,880	51,612	82,982	-

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額(千円)	学習用サーバ	197,472
建設仮勘定	減少額(千円)	本勘定への振替	11,009
ソフトウェア	増加額(千円)	Remota開発	32,753
		請求管理システム	20,800
ソフトウェア仮勘定	増加額(千円)	請求管理システム	15,840
	減少額(千円)	本勘定への振替	22,880

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.fastaccounting.jp/">https://www.fastaccounting.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第9期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2025年3月28日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書  
（第10期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2025年3月28日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。  
2025年4月2日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
2025年4月11日関東財務局長に提出  
2025年3月28日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。
- (6) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 2026年2月1日 至 2026年2月28日）2026年3月11日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

ファーストアカウンティング株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野文絵  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山本剛  
業務執行社員

## &lt;連結財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストアカウンティング株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストアカウンティング株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社プロシップとの間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2026年3月2日に同社の株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年12月31日現在、連結貸借対照表に繰延税金資産303,939千円（総資産の10.48%）を計上している。</p> <p>「【注記事項】（税効果会計関係）」における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳として記載されているとおり、税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は268,613千円である。</p> <p>会社は、「【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に準拠して、各要件に従い企業分類を行い、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジュールリングし、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上している。</p> <p>翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としている。事業計画の将来予測は、月額課金の新規導入社数、顧客単価、予想解約率並びにプロフェッショナルサービスの受注金額といった仮定を含み、過年度実績、策定時に入手可能な情報、事業環境を反映し決定している。なお、上記の仮定のうち、月額課金の新規導入社数が主要な仮定に該当する。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる一時差異等加減算前課税所得の見積りに使用されている上記の主要な仮定は見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>主要な仮定を含む繰延税金資産の回収可能性に係る内部統制について、その整備及び運用の有効性の検証を実施した。</p> <p>経営者によって実施された繰延税金資産の回収可能性の判断に関するプロセスについて、以下の手続を実施した。</p> <p>過年度の税務上の繰越欠損金の発生原因について経営者に質問し、会社の要因分析を検討した。また、一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、関連する証憑を閲覧して検討した。</p> <p>期末における将来減算一時差異の翌期以降の解消見込の適切性を検討するため、将来の予測に用いられた主要な仮定について経営者に質問した。</p> <p>会社のスケジュールリング表を閲覧し、期末における将来減算一時差異、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング及び税務上の繰越欠損金に関する見込額のスケジュールリングの適切性を検討した。</p> <p>会社のスケジュールリング表を閲覧し、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積額と将来減算一時差異等の相殺の適切性を検討した。</p> <p>翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積額について、以下の手続を実施した。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性を評価する際に用いた一時差異等加減算前課税所得の見積りが、取締役会により承認された翌期の事業計画を基礎としていることを確かめた。</p> <p>事業計画数値について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌期の事業計画数値が承認されていることを取締役会議事録を閲覧することで確かめた。</li> <li>・ 過年度の事業計画数値と実績を比較し、翌期以降の課税所得の見積額算定にあたり考慮されているかを検討した。</li> <li>・ 月額課金の新規導入社数について、経営者に質問するとともに、過年度の新規導入社数の実績及び直近の新規導入社数を考慮して予測されていることを検討した。</li> <li>・ 売上高の予測について、期末日後の実績と比較した。</li> <li>・ 売上高の予測について、利用可能な外部情報と整合性があるかを検討した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講

じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

ファーストアカウンティング株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野文絵  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本剛  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストアカウンティング株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストアカウンティング株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社プロシップとの間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2026年3月2日に同社の株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。